

衆議院 安全保障委員會 會議録 第六号

平成十八年四月二十日(木曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 浜田 靖一君

理事 赤城 徳彦君 理事 岩屋 毅君

理事 河井 克行君 理事 寺田 稔君

理事 吉川 貴盛君 理事 神風 英男君

理事 長島 昭久君 理事 佐藤 茂樹君

理事 今津 寛君 理事 小里 泰弘君

大塚 拓君 北村 誠吾君

篠田 陽介君 高木 毅君

谷川 弥一君 福田 良彦君

宮下 一郎君 山内 康一君

山崎 拓君 細野 豪志君

渡辺 周君 田端 正広君

赤嶺 政賢君 阿部 知子君

下地 幹郎君 西村 眞悟君

國務大臣
(防衛庁長官) 額賀福志郎君

(防衛庁副長官) 木村 太郎君

外務副大臣 塩崎 恭久君

防衛庁長官政務官 高木 毅君

政府参考人 増田 好平君

(防衛庁防衛参事官) 西山 正徳君

政府参考人 小島 康壽君

(防衛庁防衛参事官) 佐々木達郎君

政府参考人 西川 徹矢君

(防衛庁防衛参事官) 大古 和雄君

政府参考人 山崎信之郎君

(防衛庁運用局長) 飯原 一樹君

政府参考人 政府参考人 飯原 一樹君

(防衛庁人事教育局長) 飯原 一樹君

(防衛庁人事教育局長) 飯原 一樹君

(防衛庁人事教育局長) 飯原 一樹君

(防衛庁人事教育局長) 飯原 一樹君

政府参考人 (防衛施設庁長官) 北原 巖男君

政府参考人 (防衛施設庁業務部長) 長岡 憲宗君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 梅田 邦夫君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 河相 周夫君

政府参考人 (外務省北米局長) 三田村秀人君

安全保障委員会専門員

委員の異動 四月十九日

仲村 正治君 補欠選任 河井 克行君

同月二十日 安次富 修君 補欠選任 篠田 陽介君

石破 茂君 今津 寛君

宮路 和明君 宮下 一郎君

阿部 知子君 阿部 知子君

同日 清美君 補欠選任 石破 茂君

同日 阿部 知子君 補欠選任 安次富 修君

同日 阿部 知子君 補欠選任 篠田 陽介君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮路 和明君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮下 一郎君

同日 阿部 知子君 補欠選任 阿部 知子君

同日 阿部 知子君 補欠選任 清美君

同日 阿部 知子君 補欠選任 石破 茂君

同日 阿部 知子君 補欠選任 今津 寛君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮路 和明君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮下 一郎君

同日 阿部 知子君 補欠選任 阿部 知子君

同日 阿部 知子君 補欠選任 清美君

同日 阿部 知子君 補欠選任 石破 茂君

同日 阿部 知子君 補欠選任 今津 寛君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮路 和明君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮下 一郎君

同日 阿部 知子君 補欠選任 阿部 知子君

同日 阿部 知子君 補欠選任 清美君

同日 阿部 知子君 補欠選任 石破 茂君

同日 阿部 知子君 補欠選任 今津 寛君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮路 和明君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮下 一郎君

同日 阿部 知子君 補欠選任 阿部 知子君

同日 阿部 知子君 補欠選任 清美君

同日 阿部 知子君 補欠選任 石破 茂君

同日 阿部 知子君 補欠選任 今津 寛君

同日 阿部 知子君 補欠選任 宮路 和明君

○浜田委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在理事が一名欠員

となっております。その補欠選任につきまして

は、先例により、委員長において指名いたしたい

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田でございます。

三月二十七日より、いよいよ自衛隊の統合運用

がスタートをいたしました。統合幕僚長のもと、

三幕の幕僚長が自衛隊の統合的、機動的、弾力的

な運用に努めていくことになるわけでござ

います。

そうした中において、確かに運用面においては

統合の機運も醸成をされつつあります。特に海外

活動においては既に統合運用がスタートしている

というのが実態でございますが、正面装備の企画

立案段階、あるいはまた予算化の段階、さらには

個別定数の張りつけ段階、そしてまた主要装備の

換装段階、この各段階におけます統合的、一体的

運用については、残念ながらまだその機運が醸成

をされておられません。先日、私、幕の制服組の

幹部の方々と意見交換を行いました。そういった

ような体制についてはこれからであるというふ

うなお話であったわけでございます。

これらの点について、やはり早期に三幕の統合

体制の確立を図っていくべきであるというふうに

考えるわけですが、防衛庁長官としていかなる方

途をお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

○額賀國務大臣 寺田委員は、財務省、大蔵省時

代から防衛問題には大変お詳しい方でありまし

て、御理解をいただいております。大変ありがた

いと思っております。

今御指摘のように、統合運用が実際にスター

トしたわけでございますけれども、何事もやはり

経験というのは大事でありますから、しっかりと

目標を定めて、さまざまな経験をしながら、試行

錯誤をしながらいい形に持っていくことが大事で

あるというふうに思っております。

恐らく、自衛隊自体も、戦後六十年たちますけ

れども、PKO活動とかそういうことで初めて実

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。寺田稔君。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田でございます。

三月二十七日より、いよいよ自衛隊の統合運用

がスタートをいたしました。統合幕僚長のもと、

三幕の幕僚長が自衛隊の統合的、機動的、弾力的

な運用に努めていくことになるわけでござ

います。

そうした中において、確かに運用面においては

統合の機運も醸成をされつつあります。特に海外

活動においては既に統合運用がスタートしている

というのが実態でございますが、正面装備の企画

立案段階、あるいはまた予算化の段階、さらには

個別定数の張りつけ段階、そしてまた主要装備の

換装段階、この各段階におけます統合的、一体的

運用については、残念ながらまだその機運が醸成

をされておられません。先日、私、幕の制服組の

幹部の方々と意見交換を行いました。そういった

ような体制についてはこれからであるというふ

うなお話であったわけでございます。

これらの点について、やはり早期に三幕の統合

体制の確立を図っていくべきであるというふうに

考えるわけですが、防衛庁長官としていかなる方

途をお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

○額賀國務大臣 寺田委員は、財務省、大蔵省時

代から防衛問題には大変お詳しい方でありまし

て、御理解をいただいております。大変ありがた

いと思っております。

今御指摘のように、統合運用が実際にスター

トしたわけでございますけれども、何事もやはり

経験というのは大事でありますから、しっかりと

目標を定めて、さまざまな経験をしながら、試行

錯誤をしながらいい形に持っていくことが大事で

あるというふうに思っております。

恐らく、自衛隊自体も、戦後六十年たちますけ

れども、PKO活動とかそういうことで初めて実

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

体験をしたし、そしてまた、イラクにおける人道復興支援等で自分の体を使って現場で真剣勝負的に仕事をした経験、そういうものを蓄積されていくことが大事だというふうに思っております。

そういう意味では、統合運用の形もそういうことだろうと思っております。さまざまな分野で統合的な形がこれから現場で実験されていくことになるわけでありまして、その中でさまざまな教訓というものを得ながら、実際の運用面で力を発揮することが望ましいというふうに思っております。幕僚長以下三幕の機能を生かしながらその統合的な運用の成果というものを上げていくように、私どもも環境整備をしていきたいというふうに思っております。

○寺田(稔)委員 なるだけ早期にそうした体制の整備をお願いしたいと思っております。

次に、不審船事案を契機に創設をされました海上自衛隊の特警隊、特別警備隊の部隊がございます。これは、平成十三年に新編をされたわけでございますが、専ら武装工作船対応を行う専任部隊として現在その地位を築いているわけでございます。

しかしながら、近時の我が国の周辺海域におけます侵犯事案、あるいはまた海底資源開発問題に見られますような諸問題に的確に対応していくためには、特警隊自身の機能を付加いたしまして、海上及び島嶼部における機動的防衛力として、沿岸重要施設の警備、警護、あるいはまた陸自の部隊と緊密な連携をとった上での離島防衛体制の確保、またさらには、さまざまなレベルにおけますテロ事案に対応した、一般船舶すなわち民間の船舶に対します救援救助活動等の対応能力を新たにこの特警隊に付与していくことが今後必要不可欠であるというふうに考えられますが、防衛庁長官の御所見をお伺いいたします。

○額賀国務大臣 最近のテロだとかあるいはゲリラだとか不測の事態、あるいはまた突然起こった事態に対していかに対応するかということが我々が課せられている課題である。

そういう中で、今委員がおっしゃるように、かつて不審船事案が起こったときに、その体験を生かして海上自衛隊において特別警備隊というものを平成十二年度につくられたということは御承知のとおりでありますけれども、一方で、海上自衛隊の方においても、海上自衛隊の特別警備隊と呼応する形で特殊作戦群というものをつくられたわけでございます。

この場合、海上自衛隊の場合は、もうあらゆる事態に対応していくという形を整えようとしているわけでありまして、海上自衛隊の場合は、規模も小規模でありますし、まだ十分に、いかような事態にも対応できるような体制とはなっていないわけでありまして、むしろ、やはり今度、そういう陸上の特殊作戦群等々と役割分担というか、任務をどういうふうに分ち合って全体的な即応力、機動性というものを発揮していくか、そういうことが問われていくのかなという感じがいたしております。せっかくそういう特別警備隊それから特殊作戦群というのがあるわけでありまして、機能的に、有機的にこれらがうまく生かせるようなことが考えられるべきではないかと思っております。

○寺田(稔)委員 ぜひともこの特殊作戦群と特警隊との有機的な連携に努めていただき、そうした離島防衛体制の確立も努めていただきたいと思っております。

次に、今回、防衛施設庁の入札談合事件が起きたわけでございますが、防衛庁から三つの抜本的対策としての項目が発表され、その中で、いわゆる総合評価落札方式の導入とその拡大が提言をされております。この総合評価方式については、これは価格入札と違いまして、価格要因以外の、実績でありますとか技術力でありますとか、あるいは人的体制、あるいは当該会社の財務状況等を総合的に点数評価して落札を決める方式であることは御高承のとおりでございますが、かえって、そのことによって、官の裁量性と恣意性が増すというふうな問題も指摘をされております。

すなわち、一定の資格要件さえ整えば低い価格をとるといのが、価格の透明性が確保されて談合が排除できるのであれば、これは財政の見地から一歩ふさぎたいわけですが、そういう意味で、この総合評価方式というのは一種の妥協の産物であるというふうには私が見ております。現に訴訟も多発しているわけですね、先発をしております国交省の事例を見ても。

そういうようなリスク、特に、官の裁量性と意思決定自体のブラックボックス性、これに対していかに対処され、チェック機能を発揮されていくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○木村副長官 額賀長官の統括のもと、私を委員長として、今検討会で、きのうまで十一回の検討を重ねておりまして、その中で、今委員御指摘のとおり、総合評価落札方式の導入、拡大ということも方針として打ち出しております。そして、その検討会の中でも、今委員がお述べになりました、ある面では一つの心配な点も私たちが当然に、検討会でも意見も出しましたし、また議論をしております。そのために、私ども、この導入、拡大を今年度からしていくわけでありまして、まず、いわゆる品確法の基本方針、これを我々も大事にしながら、そして、総合評価の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めるときに学識経験者の御意見を聞くこととしておりますし、また、個々の工事に於ける競争参加者の評価結果及び落札結果につきましても、契約後速やかに公表したいというふうにも思っております。さらに、入札手続の客観性、透明性を確保した上で実施していくという方針を示しております。

また、総合評価落札方式の入札手続の過程等につきましても、監視の機能を強化しなければならぬというのを我々大事にしたいと思っております。そして、この点、本庁サイドだけではなく、地方に対しても設置することとしております。そこにも、第三者から成る入札監視委員会を審議をしていただくことを打ち出しております。いわゆる第三者サイドからの監視体制というものも整備して、

て、そういった御心配な点にこたえていきたいというふうに思っております。

○寺田(稔)委員 今、副長官の方から、専らプロセ論についての透明化、第三者を入れるとかあるいは学識経験者を入れるというふうなお話がありますが、それけれども、そもそも仕組み自体が極めてあいまいなわけです。すなわち、技術点を評価するときに、A社よりB社の方が技術が高いというのは、これは人によって、主観によって異なってくるわけですね、技術のどの面を見ていくか。あるいは、施工工事に対してその技術力をどういうふうに評価するか、その客観性はいかに担保されるのか。すなわち、中身としての点数化するときの技術力、財務体質、あるいは人的体制、そして価格要因、これらをいかなるウェイトでいかに客観性を持たせて評価していくのか、その点の仕組みについてはいかがでしょうか。再度お伺いをいたします。

○木村副長官 その点は、最終報告に向けまして、検討会のもとに作業グループというのを設置しておりますので、そういった一つ一つの細かい点を作業グループの方で議論して、最終報告できちんと打ち出していきたい、こう考えております。

○寺田(稔)委員 ぜひとも、その具体の中身、客観性、透明性のある中身についてきちっと確立しないと、訴訟が起きる、そのときに対抗できないわけです。それで実際の結果が覆る例が多発しておりますので、十分その点は御留意をいただきたいと思っております。

次に、情報流出事案についてでございます。今回、秘密電子計算機情報流出等事案が発生をしまして、その再発防止に係る抜本策が先週発表になりました。高木政務官が御尽力をされたわけですが、その具体的措置を見ますと、データの暗号化、あるいは防衛秘密への移行と抑止力の強化、さらには処分基準の明確化が打ち出されております。やはり一番大事なことは、防衛秘密の厳格な管理と職員の意識、すなわち秘密保持に対する

る職員の周知徹底こそが真に必要な措置であるというふうに思うわけです。

と申しますのも、過去も、IPアドレスの流出事案でありますとかあるいはSAMの流出案件等々、非常に憂慮すべき幾多の情報流出が多発をしております現状にかんがみずと、来年の四月というふうな悠長なことを言わずに、ぜひとも本年の中なるだけ早い時期にこれらの措置を実施、実行に移すべきであるというふうに考えますが、政務官の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○高木長官政務官 たいいま委員御指摘のとおり、私を長といたしまして、本事案が発生直後、抜本的対策の検討会を開いたしまして、以後、十分に議論をしてきたところでございます。

そして、四月十二日に、多くの対応策を講じるということを発表させていただいたわけでございますが、もちろん、委員御指摘のとおり、大事なことは早く着実に実施することというふうに認識をいたしております。そういう観点からも、このたび新しく、いわゆる実施を監視する、そういったような委員会も立ち上げたところでございます。いろいろと対応策はあるわけでございませうけれども、とにかくできるものから着実にやっていくかというふうに思います。

特に、御指摘いただきました、今あります極秘あるいは秘あるいは機密、そういったものを防衛秘密にする、そういう作業でございますが、何せ非常に件数が多いでございます。ちなみに、機密が約三百件、極秘が約八千件、秘が約十二万一千件あるわけでございまして、もちろん可及的速やかにこういった作業も行うつもりでございますが、何分、非常に多いございまして、やはり一年ほどかかるのかなというふうなことで、一年というふうなことをめどにいたしております。

繰り返しますが、委員御指摘のとおり、速やかに着実にこれを実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、意識の話もございましたけれども、先般も、長官の命を受けまして、全庁的、全部隊に對

しまして保全教育というのを実施いたしました。やはりこれから、このときだけではなくて、継続的にそういった保全教育というのもしつかりやって意識を持続させることも非常に大切なことだということ認識をいたしているところでございませう。

○寺田(稔)委員 やはり、なるだけ早期に実施をしないと、一年の間に次のまた新たな不祥事が生じてしまつてはこれは何の意味もないわけでございませうので、ぜひとも迅速な対応の方をお願いしたいというふうに思うわけでございませう。

次に、今回の米軍再編、基地のリシャッフルを行つていく中で、岩国の問題というのが、特に私の地元と空域がオーバーラップするわけですが、クロースアップされております。五十七機の艦載機が厚木から岩国にやってくる、その音の問題、安全性の問題、飛行ルートの問題、それに加えましてCHヘリの移設の問題、さらに鹿屋との関係でKCの駐機場の問題、あるいは訓練の問題、またさらには愛宕山の公共残土の利用問題、そしてまた地域振興の問題、そしてまたエプロン、ターミナルの設置のロケーションの問題、さらには軍民共用化に伴います地籍明確化の問題等々、さまざまな関連の諸問題が顕在化していることは長官も御承知のとおりでございます。

そうした中において、人口密集地におけます音を七十五デシベル以下に抑止するというふうなことを行う中で、懸案となつております飛行ルートについては、事前に日本側の同意なくしてアメリカ側が飛行ルートを設定できないというふうな事前同意ルールをやはり明確に導入していく、そして、そのことについての合意を地元を示していくということが私は必要なんだろうというふうに考えますが、この点について、ぜひとも、事前同意ルールの導入に向けた長官の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○額賀国務大臣 これは、岩国の騒音問題を解決するために沖合移設を考えたわけでありますが、その際に、新しい飛行ルートを考えるときも、も

ちろん岩国市それから施設庁、よく協議をし、米軍とも打ち合わせた結果、現在の飛行ルートというものができ上がつておまして、旧来の施設における騒音と、今度新しく沖合にできた滑走路における飛行ルートによる騒音等を比較いたしますと、面積においても防音工事をやらなければならぬ戸数においても非常に激減、激減と言うとオーバーかもしれないませんが、縮小されているのが実態でございますし、そういうことに神経を配りながら地元との協議を続けている。

それは、委員がおっしゃる通りに、やはり地元の理解なくしては基地の存続もあり得ないことでありますから、地元とよく協議をし、それが米軍の運用面にも生かされていくように考えていかなければならないというふうに思つております。

○寺田(稔)委員 この事前同意ルールは、基地再編のみならず、最近非常に多発しております低空飛行の問題、これにも絡んでおります。このオレングルートの設定とそれに向けた低空飛行というふうなことで、非常に大きな音の問題が発生しておりますし、また、新たにKCの問題も付加的に追加をされておりますので、この問題については、具体的基準を七十に引き下げることも視野に入れて、ぜひとも総合的に御検討をいただきたいというふうに思うわけでございませう。

あと、最後に、今回の設置法改正によりまして中央即応集団が新編をされるわけでございませうが、この実効的な統合運用を行つていく上で、実際に中央即応集団が各方面隊あるいは師団と一緒にやって仕事を行うというふうなケースもあるわけだ。

そういったような中央即応集団が各師団の業務を支援するためにいわゆる合同運用を行う場合、いかなる指揮命令系統のもとに活動していくのか、やはりそこを明確化しておかないと実際の統合運用がうまくワークしない、機能しないということになるわけでございませうが、この点についての御所見をお伺いしたいと思ひます。

○大古政府参考人 お答えいたします。中央即応集団の指揮系統につきましては、事態の様にに応じて最も適切な指揮関係がとられますので、一概にこうだとは言えないところがあります。

ただ、基本的に二つございまして、現地の戦闘場面におきまして、中央即応集団の特別な能力を生かして特定の地域を分担するとか、そういうふうなまとまった活動をする場合につきましては、中央即応集団司令官がその隷下の部隊を指揮するということになるかと思ひます。

他方、現地の方面隊なり師団が戦闘しておりますので、これに対して中央即応集団の隷下部隊がその特殊な能力を生かして方面隊や師団を支援する、こういうような場合については、基本的に、方面総監なり師団長が中央即応集団の隷下部隊を指揮することになるかと思ひます。

○寺田(稔)委員 そのところがなかなか現場まで徹底しておりません。私も地元の第一三旅団のメンバーとも、そもそも今回統合運用が始まること自体知らない隊員がいたことも驚きであつたわけでございますけれども。

そういうふうな実際の連携がどうなつていくか、あるいは、いわゆる合同運用のときに、だれがどういうふうな動くか、どういうふうな指揮命令系統かというふうなこともきちんとしておかないと、多機能弾力的な防衛力の発揮と安全保障環境に対する実効的な対応ができないことは論をまたないわけでございますので、そこらの体制構築についてもなるだけ早期に取り組んで、この実効運用の実を上げるように努めていただきたいというふうに切望するものでございませう。

以上で終わります。

○浜田委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。防衛施設庁の談合事件というのは、大変に国民の信頼を損ねたと思ひます。そういった意味で、防衛庁としては、まず信頼回復ということは大変大事なことですから、その点をしっかりと意識し

平成十八年四月二十日

て、さらに国民の皆さんから理解いただけるような、そういうことにまず努めていくことが大事ではないかな、そういう観点でちよつとお尋ねをさせていただきます。

今回、防衛庁設置法の改正案の中で、調達行政について、旧の調達実施本部と、今の現実と、そしてまた今回の新しい改革案、こう三つ考えてみますと、私、ちよつと理解が足らないのかと思つてますが、旧の、平成十一年の不祥事が起こつたときに、このときには、原価計算機能と契約機能が一定の副本部長に集中してゐたということで、その反省から、相互牽制をするとか、そういう仕組みがなかったという意味で、チェック体制を含めて、不祥事をなくすということで今の組織にされたと思うんです。

それが、今回また装備本部が、再統合されて
原価計算機能と契約機能が一緒になる、そういう
形になってくるわけであります。もちろん、コス
トコントロールという意味ではそこに集中した方
がはつきりするわけですから、それはそれでいい
んです、安く調達する、そういう意味では。しか
し、やはり前回の平成十一年の不祥事を考えま
すと、これでいいのかな、どうなんだろう、
また後戻りしないだろうか、こういう懸念もある
わけであります。

そういう意味では、監査体制を、例えば外部の人の監査体制とか、そういう仕組みをしつかりしないと平成十一年のことに戻るのではないか、そういう心配をしておりますので、まず、長官、どのような考えでございましょうか。

○額賀國務大臣 田端委員がおっしゃるのは当然の疑問だろうと思っております。ちよつと見れば、そのような疑念を起こしかねないということだと思っております。特に今回は施設庁のこういう談合事件みたいなことがあったから、余計にそういう思いに駆られることもあろうかと思っております。

かつての調達本部解体のときは、おっしゃるように、原価計算部門と契約部門を分離しました。

そして、第三者的な監査体制を入れ、相互牽制ができるような仕組みをつくった。その結果、八年間においては、従来のような水増し請求事件、そういう事態が起こればみずからの力で発見できるようになっているというのがこの八年間の歩みだと思っております。

一方で、日本の場合は、やはり委員御承知のとおり、装備の調達というのは特殊な環境の中でやっているものですから、なかなか、諸外国と比べると、コスト高の中で装備調達が行われております。したがって、安くてもいいものをどうやって確保するかということが極めて大事なことでございます。

そういう中で、言ってみれば、企画、計画、開発、それから運用、維持、それから廃止する、そういう一連のもの、全体的なサイクルを見てコストダウンを図る、その中で新しい装備体系というものをつくれないかということが、この装備本部をつくった経緯、動機だということに思っておりま

その際に、やはり企画・計算部門、生産部門とか、そういうところに、それぞれの過程で生かしていく、一貫した形で仕事ができるようになるために、若干機能が同じようになることになっている場合があるわけでございますけれども、そこは従来の経験を生かして、チェック体制は生かす、一人の者に、一人の副本部長に権限を集中させることではない、極めて、その部門部門においてもチェック体制をしき、あるいはまた外部における第三者的な監察、監視体制もしっかりしているの
で、再びああいう不祥事が起こることがないような体制もつていっていることをぜひ御理解いただければありがたいというふうに思っております。

特に、原価計算の基準の作成を担当する副本部長と装備品の実務を行う副本部長とを分離しているということ、それから監査担当の副本部長と監査課を設けているということ、それから入札やコスト情報にかかわる不自然な状況を日常的に

チェックする複数の統括調達官を新たに置いているということ、そういったチェック機能もきちつと内部的にさせているし、外部から、従来の契約本部でも機能しておった防衛調達審議会における調査、あるいは民間の監査法人もつけ加えている、重層的に監察体制がなっているということである、安心していただけるのではないか。そしてまた、こういう不祥事が起こっただけに、しっかりとそこは我々も関心を持って、そういうことが起こらないように見据えていかなければならないというふうに思っております。

○田端委員　ぜひ信頼回復のために御努力をお願いしたいと思います。

それで、問題の防衛施設庁の談合事件で、大変な御努力をいただいて、防衛施設庁解体に向けたスケジュールというものが今できていまして、そして、それに従って順次作業が進められていると伺っております。そういう意味では、これはぜひ、一度きちっとおっしゃるように解体していただいて、そして新たに来年夏から再出発していただきたい、こう思うわけであります。

ところが、今回の防衛庁設置法の改正案の中で、米軍再編の今一番大変な山場の中で、在日米軍の部隊配置の見直しという大きな問題の中で、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門とが連携強化を図るということで今回改正をされています。

つまり、そういう意味では、企画立案機能を強化する、そういう方向になっているんだと思いますが、その一方で防衛施設庁の解体、再編、こういうことがあるわけですね。そうすると、もう来年夏には新たなスタートになるわけですから、今

きたい、こう思います。

○**額賀国務大臣** 施設庁の場合は、御承知のとおり、こういう不祥事が起こったものですから、二度とこういう不祥事を起こさせないということであります。

○額賀国務大臣 施設庁の場合は、御承知のとおり、こういう不祥事が起こったものですから、二度とこういう不祥事を起こさせないということであります。

これは先ほどの契約本部と装備本部との関連とも似ているわけですが、従来の施設庁の仕事というのは、米軍基地あるいは自衛隊基地と地域住民、あるいはまた地域との調整、あるいは地域の発展のために基地がどういうふうに作用していくのか、あるいはまた負担についてどういうふうに軽減措置を図っていくのか、安心をどういうふうにつくっていくのかということが主な仕事だったと思うんですね。

ところが、防衛体制あるいは装備においても、あるいは戦略的な面においても、やはり従来とは違った形になっている。それは、テロ対策だとか、弾道ミサイル防衛だとか、あるいは鳥嶼対策だとか、そういう政策と基地のあり方、あるいはまた、そういう政策とその地域住民、あるいは基地の利用の仕方、あるいはまた米軍と自衛隊の共同使用とか、そういうものをどういうふうに合理的に、効率的に考えていくか、そういうことが問われていくときに、やはり施設行政と防衛政策というのがきっちりと絡み合っていないか、真に日本の防衛力というものが整備されていない、あるいはまた同盟関係を、負担を軽減しながら抑止力を維持していくという形がつかれないのではないうのか、そういうことから、施設における企画能力と防衛政策をよく考えていくのではないか、そういうことがこの組織再編には込められているというふうに認識しております。

○田端委員 趣旨はよくわかるんですが、しかし、一年後に大きな改革をするわけですから、どうかなのという感じもいたしました。そこはぜひ、実務的にといいますか、そういうことで優先するんだという意味で理解していきたいと思います。

それで、中央即応集団が新しく編成されて、陸上自衛隊の国際平和協力活動、これを部隊レベル

で指揮を一元化して、今までのノウハウというものを集約して、そして専門の部隊として教育からすべてやっていこう、こういう意味で、この中央即応集団のもとに国際活動教育隊というものを新設する、こういうお話でございます。

これは、私たちとしても、非常にいいことだと。つまり、国際平和協力活動等すべてのノウハウというものをそこに集約していただいて、そして、いろいろな意味で今まで経験してきたものをここに取り入れていただいて平和貢献にも尽くしていただく、そういう意味では大変いいという意味で期待しているわけでありまして、また、私たちも積極的にこれを今までもサポートしてきたつもりであります。

これは今後、具体的にどういふふうにされていくのか、そして、例えば何人体制でスタートするのか、その辺のところから少し前向きに今の状況を、こういうふうになっていて今後こうするぞというのを、国民にぜひメッセージを送っていただいて、強化充実していただくことをお願いしたいと思います。

○額賀国務大臣 私も田端委員と共通の思いがありまして、やはり最近の自衛隊の役割というのは極めて広範囲にわたっております。九六年に冷戦後の日米安保共同宣言があったときは予想ができませんというような事態の、自衛隊の活動が広範囲になつていっていると思っております。

当時から言われておりますのはPKOとか国際平和協力活動でありますし、これからは、イラクの人道復興支援だとかテロ対策のアフガン支援だとかに見られますように、もともと国際的な平和協力活動を、よく我々各党の間では、一々法律をつくらなくても、国会の承認を得るなりして国際的な平和協力活動ができるようにしようじゃないかという機運があるわけでございますけれども、そういう場合に、今までは個別に陸自の各方面隊が出ていたりしているわけでありまして、それぞれの分野で、それまでの経験とか蓄積が活かされていなくて、だから、やはりこうい

う平和協力活動の教育隊みたいなものをつくることによって今までの経験を、いいところを蓄積していく、そして自衛隊全体、陸自全体にこれを教育していく、そしていつでも機動的に対応できる、そういうことをやっていこうじゃないかというところだろうと思っております。

自衛隊の機能の場合は、これからは、はっきりしていますことは、自分の国を守るということと、それから国際平和協力活動を、どういふふうにして地域の安定をつくっていくかということだと思っておりますので、その意味では時宜を得たものではないかと思っております。

○田端委員 ぜひ、そういう意味で前向きにお取り組みいただきたいと思っております。

もう一点、ウイニーによる情報流出事案についてお尋ねしたいと思います。

これはいろいろなところにもかかわっているわけでありまして。しかし、防衛庁というのは、国家機密といえますか、そういった意味では大変大事な部門に当たるわけでありまして、海上自衛隊の「あさゆき」の乗組員の一人のパソコンからいろいろな形で情報が流出したということは、そういう意味では、危機管理に過ちはなかったであろうか、こういう反省はやはりしなきゃならないと思えます。フロッピーディスク二百九十枚が流出したというんですから、これはもう大変な数だ。数字にすれば、ちよつとわからない、膨大な分量の数字が流出しているのではないかと私は思います。

この点について、今どういふふうなことをされているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○高木長官政務官 ただいま委員にも御指摘いただきましたけれども、まさに国防を担うという非常に大事な、国家にとって重要な組織である防衛庁からこうした事案が発生したということは、全く申しわけないというふうにいるところでございます。

先ほどの寺田委員にも答弁させていただきましたけれども、この「あさゆき」事案を受けて即座

に、私を長といたしましたし、いわゆる抜本的対策を検討する会議を立ち上げまして、以後、十分な議論を尽くしてきたというふうにいるところであります。

そして、四月十二日に抜本的対策というものを公表させていただきました。幾つかあるわけでございますが、大事なことは、そういったものを速やかに着実に実施することだということに認識をいたしております。その検討会を今度は、実施を監視する、そういったような委員会に衣がえをいたしまして、これから、できるものを着実に、順次その対応策を講じていきたいというふうにいるところでございます。

○田端委員 これは、こんなことがしばしばあつてはならないので、ぜひ対策をしっかりと立てていただきたいと思っております。

そこで、ちよつと気になることは、私物のパソコンを締め出すために五万六千台を緊急調達する、この九月には納入して隊員に配付する、こういうお話を伺っておりますけれども、この機種がデル製で、ユニアデックス社との契約をした、こういう話を聞いています。何で国産を使わないのか、今までは防衛庁なり防衛施設庁は、例えばNECとか東芝とか、全部国産で何かやっていったんじやなかったのか、安いからといってそれだけのかな、こういう感じも一点します。

それから、こういうウィルスの感染ということも大変なことですが、それ以上に、もし今後サイバーテロ攻撃をかけられた場合に本当にセキュリティが大丈夫なのかと、非常に不安があります。特に防衛庁の場合は、内局と陸海空と縦割りになっている、システムがびしっと統合されているのかどうかという意味では非常に心配があるわけでありまして。

こういう危機管理の運営に対してしっかりとした取り組みをしていただいて、バックアップ体制等も考えなきゃならないと思うんですが、その点、御答弁をお願いしたいと思います。

○高木長官政務官 パソコンの緊急調達についてのお話でございますが、今般、五万六千台のパソコンを緊急調達いたしました。私有パソコンを一掃することが必要であるというふうに考えたわけでございます。

なぜ国産ではないのかということでございますが、いわゆる一般競争入札で契約をさせていただいたところでございます。もちろん、ウイニー等ファイル共有ソフトが起動しないように設定をする、あるいはまたウイニーを検知する機能等も有しております、こういった情報流出に対しては問題ない機種だというふうに考えたわけでございます。今回のこの事案についての、国産であるかあるいはまた外国のものであるかということは問題ではなかったというふうに考えて調達をさせていただいたところでございます。

サイバー攻撃につきまして、これも非常に大事な視点であるというふうに考えているところでございます。

現在、言うならば三段階といえますか、攻撃をかけてくる間に、まずファイアウォール、いわゆる外部からの不正侵入防止というものをしっかりとける。あるいはまたサーバー、いわゆるシステム管理者レベルにおいてもそれを防ぐような手だてを講じる。あるいはまたいわゆる端末レベル、利用者レベルにおいてもそういったことのないようにやる。いわば多重的にそういう防護をしなればならないというふうに考えておりますが、何せ、まさに日進月歩といえますか、こういったものは日々いろいろなものが出てくるわけでございますので、そうしたことにしっかりと対応していくということを考えているところでございます。

○田端委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○浜田委員長 次に、長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。本日とあす防衛庁設置法の改正案の審議ということで、私の方からまず幾つか質問させていただきたいと思っております。

今回の設置法の改正の最大の目玉は、恐らく装備本部の新設ということになると思っております。

九〇年代の後半から、欧米各国ではいわゆる調達改革ということで努力をまいりました。スマート・アクイジション・イニシアチブという言葉があるように、アメリカは九六年から、イギリスは九八年から極めて積極的にこの調達改革を進めてまいりました。

今回防衛庁が着手をいたしますこの装備本部の新設というのは、そういう欧米の潮流にいわばキャッチアップする、ようやく国際先進国の標準に追いつこう、そういう努力の大きな一歩だということ、私としては大変画期的な一歩だといふふうに思っております。

先ほど田端委員の方から一つの御指摘がございました。八年前の調本のスキヤンダルのときに改革をして契約部門と原価計算の部門に分けた、しかし、今回装備本部をつくることによって一度分けたものをまたくっつける、これで大丈夫なのかと。もちろんそういう懸念も国民の皆さんの間にはあるかと思いますが、私は、今回の装備本部の新設というのは、後ろ向きといえますか。そういう改革をしていくこととまた別の次元で、日本の装備品の、兵器の調達に新しい一歩を刻むという意味で、大変積極的にとらえていきたいというふうに思っております。

よく説明を受けると、装備品を、単に開発、生産という側面からだけではなくて、研究開発から調達、運用、維持、修理、そして廃棄まで、ライフサイクルのコスト全体を見据えて調達をしていく、こういうことだろうと思うんです。

今回着手することになった調達改革について、国民の皆さんにぜひ長官のお言葉でそのねらいとするものをわかりやすく御説明いただきたいのと、なぜ欧米、ここでは特にイギリス、アメリカですけれども、アメリカ、イギリスに十年近くもおくれをとってしまったのかということについて、その原因といえますか、何が障害だったのか、どういふことがそのおくれにつながってしまったのか、この二つについて御説明をいただきたいと思ひます。

○額賀国務大臣 長島委員は今、今度の組織再編について一定の前向きな評価をしていただいて、大変ありがたいと思っておりますけれども、その基本的な認識は共通のものでございまして、大変ありがたいと思っております。

やはり、委員御承知のとおり、日本の装備品の調達は非常に高コストであるといふ言われているわけでありまして。それは、言ってみれば市場が国内市場だけである、あるいは航空機製造法とか武器製造法等々いろいろな制約を受けている、そしてまた従来の装備品の開発については、開発をする過程で膨大な設備投資が要する。そういうことの中で、競争メーカーといふものが次から次へと起こってくるものでもない、そういう環境の中で、どうしても欧米と比べると競争原理が働かないところがある、あるいはまたライセンス生産的なところもある。そういうことから、我々はこれをどうやって脱皮していくかということに終始悩んできたわけでありまして、これだけの財政難の中でさらに防衛の基盤といふものを弱体化させていくわけにはまいらない、そういう中から、改革を図っていくということになったというふうに思っております。

その意味で、おっしゃるように、研究開発から生産、運用、そして廃棄に至る過程でそれぞれ、生産コストを下げ、品質をよくし、安い価格でいものををつくらう、そういうことの基本的な哲学、理念のもとに今度の改革が行われているというところでございます。

これは国民の皆さん方にも、やはり日本の国の、我々が日常生活とか経済活動を営んでいく上においても、安全とか安心とかがあつて初めてそういう活動がなされていくわけでありまして、その安全、安心を形づくる基礎的なものの分野において、我が国自体もしっかりとその能力を維持していかなければならないということについては認識をさせていただけるのではないかとこのように思っております。

欧米と比べておくれをとってきているのは、そ

もそも、バブル経済崩壊後、我が国の経済システムにおいてもあるいは行政システムにおいてもいかにおくれしてきたか、そして新しい脱皮ができなかったかということは、それはかつての高度成長時代のぬるま湯につかたて世界の変化に気づくのが遅かった、外に出ると風邪を引いてしまうのではないかとこの前向きに出ていくとして新しい道を改革していく、そういう進取の精神によりや最近になって気づいたところである、これは日本人全体の意識であるといふふうに思っております。

そういうものが、この一連の冷戦後の安全保障体系、あるいはまたテロだとか大量破壊兵器だとか、その装備の体系の変化によりまして、我々も、このままではいけないという事態に直面をしてこいいう変革を行っているといふふうに認識をしております。

○長島(昭)委員 ありがとうございます。

世界の趨勢といふふうに長官はおっしゃいましたけれども、実は日本の民間の企業ははるかに前からこういうことを実践していて、特に契約本部の職員の皆さんがこの間トヨタに研修に行かれたりしてこれらたといふことを伺っておりますが、この改革をまさに加速化するために、新しくできた装備本部の本部長には民間の方を抜きたいとか、そういう人事もぜひお考えをいただきたいといふふうに思っております。

今長官から御説明いただいたように、これはまさに研究開発から廃棄まで一貫通貫で考えていくという考え方なんです、実は今回の改編でちよつと中途半端だなど感じたのは、肝心の開発部門がこのシステムに合流するのが四年後、平成二十一年ということなんです。これはいかに中途半端といふか、四年待てないんですか。質問として、疑問として、四年待てないのかというのが一つ。それから、逆に言うと、私は非常に画期的な第一歩だといふふうにとらえていますから、まさにきょうから始めていただきたいと思います

けれども、そうすると、実は中途半端なスタートになってしまふんじゃないだろうか、本当にこんなので大丈夫なのか、おぼつかないのではないかとこの心配もあるんですけれども、その辺、御説明をいただければと思います。

○額賀国務大臣 まさに重要なポイントを御指摘いただいたわけでありまして、本来、今おっしゃるように、研究開発から廃棄まで一貫通貫でコストダウン、生産、品質管理を図っていくということでありまして、こういう技術研究本部といふものが合流していく時期がずれているといふのはちよつと不可思議に思うのは自然かもしれません。我々も、この技術研究本部の開発管理機能を統合していくことが避けられないといふか、当然のことであると思っております。

残念ながら若干その時期がおくれしておりますのは、実は、次期固定翼哨戒機それから次期輸送機、それぞれPX、CXの大きな開発プロジェクトを今抱えている。これらの開発プロジェクトに大きな影響を与えないために、現在の仕事で完了する平成二十一年度に装備本部に統合しようといふ計画をしているわけでございます。

もちろん、だからといって漫然とそれを見過ごしているわけではなくて、その過程で、そういう装備本部の理念、考え方に沿って技術研究本部の意識あるいはまた問題意識を持ってもらつて、運用とか仕事の面では通常から改革をしていくという、ノウハウを身につけていくというふうな、そういうふうな体系をつくっていくというふうに思っております。

○長島(昭)委員 今の御答弁で十分納得はできないんですけれども、あしたまた私の同僚の神風委員の方から補足でぜひ聞いていただきたい、こう思ひます。

きょうは時間がございませんので、先に行きたいと思ひます。米軍再編の問題であります。一昨日の質疑を聞いておりまして、なかなかいい質疑だったなと思つたんですが、ちよつと政府の皆さんの答弁ぶりがおぼつかなくなつた感じが

ないかなと多少不満が残っておりますので、少しおさらいをしてみたいと思うんです。

普天間基地の移設問題なんですが、自民党の仲村先生も御指摘になりましたけれども、普天間から辺野古の沿岸に移設をされる機能というのは、普天間が担っている三つのうちヘリコプターの訓練の部分である、こういう御答弁だったわけですね。

そのヘリコプターの訓練を行う際に、V字の滑走路にしたわけですが、これは、防衛庁の当初の説明でいけば、海側、陸側どちらの滑走路を使っても、いわゆる有視界飛行の場合には騒音の問題がない。もともと集落の上空を飛ぶようなことはないのでほとんど問題がないと思われるんですが、これを二本使つてやるということが一つですね。ここはちょっと私も腑に落ちない。それから、普天間でやっているタッチ・アンド・ゴーが辺野古の沿岸でもできるのかという疑問についても、きちっとしたお答えはなかったように思います。

それから、計器飛行というのがヘリの訓練でもあるだろう、しかし、それはほとんど限られた機会しかそういうことはないという、さて、では何で二本滑走路を要するんだろうかという疑問がわいてくるし、いやいや、実は数機の固定翼の連絡機があるんだ、それは離着陸のときに上空を飛ぶ可能性があるんだ、多分こういう説明なんだと思うんですが、たった三機のために、後でちょっとコストの問題も伺いたいと思うんですけども、二つの滑走路をつくる意味が本当にあるんだろうか。しかも、なぜ千八百メートル掛ける二なのかというのが、きちっと説明がなされていないように思うんです。

今幾つか申し上げました。タッチ・アンド・ゴーはやられるのか、あるいはV字滑走路のどちらを使つても通常のヘリの訓練はできるものであるからこれは一本でいいんじゃないか、あるいはたった三機しかない連絡機のために二本は本当に必要なのだろうか、そして一本の滑走路が千八百

メートル、何でそれが二本必要なのか、この四つぐらいの点について、もう一度丁寧な御答弁をいただきたいと思います。

○額賀国務大臣 これは地元の名護市あるいは周辺の町村の代表者の皆さん方とさまざまな意見交換をしたわけでございますけれども、我々が一番考えましたことは、一つは、やはり周辺住民の皆さん方に安心感を与える、周辺住民の安全を考えるとということでございました。もう一つは、環境の保全というものも考えなければならぬということでもございました。それから、今度の米軍再編の中で最大の焦点は普天間の全面返還をどうやって実現するかということでございましたから、普天間飛行場の代替施設の建設の実行可能性というものも追求しなければならぬということでございました。

その結果、まず第一番の周辺住居の上空を飛ばないということのために、一つ、地元の皆さん方の意見は、キャンプ・シュワブ沖合の縮小案ということを言っております。

しかし、これは従来の沖合の飛行場建設と同じで、果たして建設実行性があるのかどうか。あるいはまた膨大な面積の藻場をつぶしていきます。そういうことから、これが本当に正しいのかということを考えたときに、我々は、そのとおりにはいかない。そういう中でいろいろ議論をした結果、地域の住民の皆さん方は住居の上空を飛んでほしくない、これが前提であるということでございます。

したがって、あのキャンプ・シュワブの辺野古地区、豊原地区、安部地区の上空を飛ばないこと、それと同時に、一方で宜野座村の松田地区の集落の上を飛ばないこと、そのことを考えたときに、メインの滑走路は陸側の滑走路、そして、サブの滑走路として海側に角度を変えてつくらせていただいた。

メインの滑走路は、これはヘリの有視界飛行の場周経路、日常これを使います。そして、離陸するときは海側の滑走路を使って離陸していきます

から、安部地区の上空は飛ばないという形になって、楕円形の飛行ルートができ上がるわけでございます。これによって、ほとんどこの辺野古地区、キャンプ・シュワブの住民の上空は飛ばないということが担保されているわけでございます。

そしてまた、もう一つは固定翼機の関係でございまして、これは、昨春秋の中間報告の中でも、滑走路それからオーバーランを含めて千八百メートルであるという日米の合意があるわけでございます。この滑走路の中身については、政府案を原則にしてこの滑走路を考えると、今後、具体的には地元の皆さん方と協議していく中で決められていくというふうに思っております。

それからもう一つ、タッチ・アンド・ゴーの話でありますけれども、お地元の方々はタッチ・アンド・ゴーをしているというふうな話を我々にするわけでございますけれども、アメリカが、米軍が我々に対して言っていることは、タッチ・アンド・ゴーのニーズが今あるということを我々に伝えているわけではない、そして、米軍の運用上のことであるから、これについて我々が承知しているわけではないという話をしたわけでございます。

これで大体いいんですか。

○長島(昭)委員 その一つ一つ、反論したいところもあるんですね。

タッチ・アンド・ゴーは我々聞かすというの、これは地元の皆さんに対してどれほど説得力があるのかちょっと心配ですね。

実際、私、額賀長官と島袋市長さんがもう何度何度も何回か交渉されながらV字案までいったときは、長官の執念も感じましたし、これは画期的な案が出てきたのかな、こう思っただけですけども、何回か質疑を聞いていて、例えば一昨日、赤嶺委員も言っていましたけれども、ヘリの場周経路一つとっても、これは別に陸側じゃなくても、海側を使つても集落の上はかからないようになっていきますよね、防衛庁の図式の説明でいくと。で

すから、これも特に二本必要とすることはないと私は思うんですね。

こうやって考えてみると、二つ疑問があるんです。一つは、なぜ計器飛行の部分が残ってしまうのか。つまり、計器飛行させなければこの集落の上を基本的に通る作戦機はないわけですから。これが一つと、それからもう一つは、なぜ千八百メートルなのか。

後者のなぜ千八百メートルなのかというところに、ぜひぜひお答えをいただきたいんですね。政府案が千八百メートルだから、それを根拠に千八百メートルでぜひお考えをいただいた、こういうお話なんですけれども、なぜ政府案は千八百メートルの滑走路ということを決めたのかというその根拠について、ぜひお答えいただきたいと思っています。

○額賀国務大臣 今、長島委員も御承知のとおり、小型の輸送機三機を抱えているわけでありまして、(長島(昭)委員「連絡機」と呼ぶ)連絡機ですね。これが言ってみればこのキャンプ・シュワブで人を輸送したりすることがあるということでございます。したがって、これが通常離着着する分には、メインの滑走路を使つたり、あるいはまたサブの滑走路を使つたりすれば問題がないわけでございます。だから二本の滑走路をつくつたわけでございます。したがって、上空を飛ばないわけでございます。

ただ、計器飛行の場合、メインでやれば北東に向かってくるわけでありまして、そしてまた南西の風が吹いている場合は、サブを使えばきつりと着陸ができるということになるわけでありまして、上空を飛ばないという前提をこれは満たしているわけでございます。

○長島(昭)委員 一昨日と同じ御答弁だったんですが、六十機か七十機あるヘリコプターのためにどうしても二つの滑走路が必要だというのであれば、私どもも国民の皆さんに対して税金のお願いをする可能性は出てくると思うんですけども、たった三機しかない連絡機のために二本の滑走路

というのは、どうしても腑に落ちないのです。それで、腑に落ちないところで、想像力たくましいと言わてしまいかもしれませんが、このなぞを解くかぎは、恐らく、もう古くなってしまったCH46あるいは53というこの中型、大型の輸送ヘリの後継機の問題があるんだろうというふうには私は推測するんですね。

あのオスプレーというのは当然のことながら、後継機はオスプレーですね、V22。これは間違いございませんね。このオスプレーというのは、ヘリコプターのように垂直離着陸をするんですが、燃料を節約するために、プロペラを九十度傾けて、普通の固定翼機のように飛ばしていく。離着陸のときは特にそういうふうにするので燃料も節約できるといふことで、そういう飛行をすることがあるんですね。このオスプレーのまさに所要の滑走路の長さというのは一千五百五十メートル、こう言われています。そうすると、ぴたりと合うんですね、千八百メートルに。

だから、日米両政府、一昨日の長官の御答弁では、そんな協議はしていない、今までそんな話は聞いたことがない、こういうお話でしたけれども、恐らくは、合理的に考えると、練習機三機のためにこんなに無理をして、コストを上げてまで二本の滑走路をつくる必要はないと私は思います。オスプレーが来るのであれば、そういうことであれば、もしかしらこの二つの滑走路というのは極めて合理的で有効な発想になるんじゃないか、そう思うのですが、いかがですか。

○額賀国務大臣 僕も余り装備については詳しい方じゃないけれども、オスプレーについては、委員御指摘のとおり、将来、米海兵隊が使用している輸送ヘリを代替していく予定であるというふうなことは聞いておるのでありますけれども、一昨日答弁申し上げましたように、本年二月に外務省より外交ルートを通じて米国政府に照会をしましたところ、米国政府から、オスプレーの我が国への配備については具体的な計画を有していないという返事でありました。

だから、私も、その千八百メートルの滑走路というのは、昨年の中間報告の中に、日米合意の中で明記をされ、それに基づいて今度の地元との協議をしたわけでありまして、その延長線上で千八百メートルということがなされておると同時に、一番肝心なことの地元の要望、住居の上空を飛ばさないでくれということにどうやってこたえるかということの一つの考え方として二本の滑走路をつくった、地元の要望に基づくものであるということをぜひ御理解をいただきたい。

○長島(昭)委員 地元の要望はよくわかります。それはオスプレーを否定するものではないですね。オスプレーがたとえ来たとしても、長官がおっしゃるように、地元の要望を満たして二つのV字の滑走路で何とか上空を飛ばさないようにする、これはよくわかるんです。それは別にオスプレーを否定する論理ではないというふうに思います。

まずお考えいただきたいのは、オスプレーはもう既に逐次調達が始まっています。○六年会計年度で九機、○七年会計年度で十四機、これは国防総省のことしの二月に出た予算の資料の中にはっきり書かれております。

そして、代替されるCH46、中型輸送ヘリは、既に四十年物であります。設計寿命が一万時間で、それを何とか改修して一万五千時間まで耐用飛行時間を延長して今日に至っていますが、寿命延長のための改修の予算は○八会計年度で途切れるということがこの資料にはっきり書かれています。○八会計年度で途切れるということは、それ以上量産しないということですね。そうすると、○八年を境にして、海兵隊のヘリコプターというのは順次、これは最終的には四百五十八機までいくそうですけれども、オスプレーに代替されていくということなんです。

さて、沖縄に米海兵隊が駐留を続けている、海兵隊が日本の平和と安全とも関連のある抑止力を担っていくとすれば、沖縄といえども、外国といえどもやはりベストの装備をここに持つてこよ

うと考えるのは、これは合理的なことですよ、長官。としますと、遠からず、辺野古に移設した後、この海兵隊の基地にCH46にかわってオスプレーが来ることになるこの予算の資料から類推すれば当然合理的に考えられるんですが、長官、それでも、アメリカ側から言っているからそれは私はあずかり知らぬ、そういう御答弁になるんでしょうか。

○額賀国務大臣 将来、ヘリの代替輸送がオスプレーにかわっていく計画があると聞いておるといことは、先ほども言いました。しかし、ことしの初めに確認をしたところ、我が国に対して具体的な計画を持つておるものではないということを外交ルートを通じて言ってきたので、そのとおりのことを私は言っているわけでございます。

○長島(昭)委員 ちょっと私がわからないのは、オスプレーが今あるCH46、53に代替をされて沖縄に配備されるということ、別に日本政府としてこれを断る理由はないんですね。ここはどうなんですか。ここは認められない何か理由があるんですか。アメリカ側から言っているから知らないではなくて、これだけエビデンスがあるわけですから、場合によっては将来的にオスプレーが配備されることもあるよ、そして、そのためにこのV字滑走路の工夫があるんだということとはぜひこの場で正直にお認めいただきたいと思ふんです。認められない理由でもあるんであれば、またその理由を教えてくださいなと思ふんです。

○額賀国務大臣 私どもが現在、名護市とか地元の方々といろいろ相談をしてきましたのは、現在の普天間の機能の一部を、そのヘリ機能をキャノン・シユワブに移転していく、その現実的な対応として議論をした結果、先ほど言ったように、周辺住民の安全、環境の問題、しかもなおかつ、十年間も実行できなかったから、確実に工事ができる、そういうことこの視点で今度の考え方を合意したということでございます、オスプレー云々

で議論したわけではありません。○長島(昭)委員 いや、どうもすれ違ってしまうんですけれども。やはりオスプレーを認めないと、千八百メートル掛ける二、滑走路二本というのはなかなか私は説明がつかないと思いますので、これはまた追ってさらにやりたいというふうに思います。

もう時間がないんですが、もう一つ、海兵隊のグアム移転についてお聞きします。

三月十六日の赤嶺委員とのやりとりの中で、今回のグアム移転する海兵隊の兵員の数、そして、その兵員が所在する基地のある意味で整理と恐らく関連してくるんだろうと思うんですが、その実数がどのぐらい今現在いるかということ、赤嶺委員が問うたところ、数字が把握されていません、しかし、調査をして後で御連絡させていただきますというふうに長官が答えになつていまして、その後、現有の沖縄に所在する海兵隊の兵員数は判明したんでしょうか。

○大古政府参考人 お答えいたします。

赤嶺先生のお尋ねは、基地ごとに海兵隊が何人いるかというお尋ねでございました。当時、ちよつとデータを持ち合わせておりませんでした。後ほどお答えすると言いましたけれども、その後調べましたところ、現在、米軍は基地ごとの人数を公表していませんので、こういう場で数字を言うことは差し控えていただきたいということと考えているところでございます。

○長島(昭)委員 そうすると、八千人減るという宣伝は日米双方からなされているんですが、本当に、この八千人が削減されるのか、これはまさに雲をつかむような話で、私としてはどうも納得いかないんですね。負担の軽減の目玉ですすね、これは。負担の軽減の目玉ということは、人員が削減されると同時に、やはりその人員が今まで所在していた施設も削減されていかないと、これはフットプリントが縮小するということにはならぬと思ふんですね。

私は、それぞれの基地がどうなるのかということ

とを基本的な情報に基づいて調べてみたんです

が、司令部があるのはキャンプ・コートニーというところですね。第三海兵遠征軍、あるいは第三海兵師団、あるいは旅団の司令部はキャンプ・コートニーというところにある。それから兵たん軍というのがあって、これはキンザー。これは牧港の補給処にあるわけですね。それから第一海兵航空団もキャンプ・フォスター、これは瑞慶覧ですけれども、にある。それから家族住宅がキャンプ桑江にある。こういうことになるわけです。

今申し上げたキャンプ・コートニー、キンザー、フォスター、それから桑江、この四つの施設は大方、合計一万七千人とともに、整理統合というか、整理されることになるんじゃないか。

○大古政府参考人 今御指摘の牧港、キャンプ・キンザーという言い方もいたします。それからキャンプ瑞慶覧、それから陸軍貯油施設……(長島昭)委員(桑江と呼ぶ)キャンプ桑江はSAC

○のときから議論されている問題でございすけれども、現在、米軍再編の中で、今言ったところについて、返還するとか一部縮小するとか、そういうことについて日米間で議論されております。

ただ、具体的にまだ決まっておられませんので、まだ協議中だということで御理解いただきたいと思ひます。

○長島(昭)委員 今までの説明によると、ゲームへの移転経費の問題と横田の雷跡空域、空域の管制権の問題以外は合意に達したというふう聞いています。それ以外は誤った認識ですか。

もう時間がないんですね。

○浜田委員長 大古局長、最後に答えてください。

○大古政府参考人 今御指摘のところににつきまして、全部返還もしくは一部返還ということで議論してまいして、方向性は日米間で議論されております。ただ、最終的にまだ決まっておられませんので、調整中であるということで御理解いただきたい

いと思ひます。

○長島(昭)委員 これは本当に沖縄の皆さんにとっては非常に大切な兵力の削減、負担の軽減です。きちんと日本側も調べた上で対米交渉に臨んでいただきたい、こう思ひます。

○浜田委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。安全保障委員会、本日のこの防衛庁設置法の一部改正案、昨年もしかし私はこの法案のときに質問に立たせていただきました。昨日まで行政改革の特別委員会に長いことおりました。その間、防衛庁長官とも質疑をさせていただきました。

前回の、一昨日だったでしょうか、防衛庁長官との行革特でのやりとりでは、ちよつと時間がなくて、残念ながら議論が余り深まらなかったと思うんですが、ここで時間をかりて、ぜひこの防衛庁設置法の改正案に、定員の問題を含めてかわる問題でありますので、まず冒頭はその点につきまして質問させていただきます。もう一つ、行政改革の法案が本日の本会議で可決をされました。我々民主党が否決されたわけでありすけれども、その中で私どもは、国と地方の役割を明確にしよう。三年間で二割も国家公務員の人員費を減らすことなどというの、これは無理じゃないか、空論じゃないかといういろいろな反対の意見ももちろんあります。もちろん我々は根拠があつてその数字をはき出してきたわけでありすけれども、その中で我々は、自衛官の定員については、いわゆる国の公務員の定数から除外をして考えたんです。なぜなら、国防ということ、これはやはり国家の根幹にかかわる問題でありまして、生存の根拠となり得る。そして、それはやはり地方で担うことではない。ですから、一般職の国家公務員ができるいわゆる行政の分野の仕事と違ひまして、その特殊性と困難性からいへば、これは国家がやることでなければできない。

ですから、役割を見直すということ考えた場合、やはり外交、防衛、皇室、あるいは通貨やエ

ネルギーの管理ということ、これはもう国がやるべきことであります。地方に移管できる問題ではない。ただ、警察力のような、地域における治安の確保、治安の維持ということに関しては、警察力でする部分も当然地方にゆだねればできるわけでありすが、やはり国防ということに關して、この点においては、木村副長官が先日、沖縄選出の、ちよつとお名前が難しい与党の委員の方、いらつしやいます。御名字をちよつと私失念したんですが、この方……(発言する者あり)安次富さん。安次富さんの質問に答えられて、おつしやっていました。そこで大変私と同じようなことを申されておりました。やはり自衛官の定員、人員というの、これは国家意思である。ある意味で言へば、要約すると、やはり国の防衛力そのものであるという趣旨のことをおつしやっております。

それだけに、今回この法案の中で、簡素で効率的な政府を実現する、それだけのことで、その簡素で効率的という中にも、これは実は法案の第四十四条の中で、読み上げますと「平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対する教育及び食事の支給並びに防衛庁設置法第五号第十三号に規定する装備品等の整備に係る業務その他の業務の民間への委託その他の方法により、前項の規定の、前項というの行政機関の職員の純減の項でございす。「規定の例に準じて純減をさせるものとする。」というふうにありす。木村副長官は、答弁の中で、準じてという言葉であつて、決してやるといふことではないんだというふうなことをおつしやっていました。

ぜひ長官にお尋ねしたいのは、本日に、行政改革の推進、これはもちろんしなさいませんけれども、私は、果たして防衛問題、つまり安全保障の問題というのは行政改革という言葉の範疇になるのだろうか、もつとと言うと、行政改革という

概念のもつと外側に、国家のまさに存立基盤として考えればもつと大きな概念じゃないだろうかというふうに思ひます。

ですから、行政改革ということと国家の安全保障ということについて、やはりこの兼ね合いというの、私は、この行政改革の法案に、一条、一文の中で縛られるべきではないと思ひますけれども、長官、改めてそのお考えを伺ひたいと思ひます。

〔委員長退席、岩屋委員長代理着席〕

○額賀国務大臣 渡辺委員のおつしやっていることは、非常にじゅんじゅんと胸に入ってくる言葉でありすが、おつしやるうちに、言つてみれば、国の統治の要諦は安全をどういうふうに確保するかということでありすが、これは絶対的に必要なものは確保しなければならぬという基本的な考え方があると思ひます。

しかし、その周囲の環境、安全保障環境あるいは日本を取り巻く情勢、あるいはまたそれまでの経緯の中で日本がどういう安全を確保してきたのか、あるいは単独で日本の安全を確保しているのか、あるいは同盟関係をもつて安全を確保しているのか、さまざま要因を考えていくことも大事だと思ひます。

そういう流れの中で、我が国が置かれてる立場というものは、一つは、これだけの財政問題を抱え、できるだけ合理化、効率化を図つていこう、その中で、安全保障の分野においても、安全を、いわゆる抑止力をいじらないで、抑止力に影響を与えないで合理化できるものはあるのかないのか、そういうことの視点に立つて我々が考えていく分野があるのかどうか、そういうことについては考えてみようではないかという視点で、四十

四条何項になるのかわかりませんが、国家の行政機関に準じて考えようというふう盛られてる認識をしておるところであります。

○渡辺(周)委員 この点について、どうですか、実際この法案をつくるときに、これは自衛官も含めて対象とするんだということについて、防衛庁

側と行革本部なり内閣府とこういう話があったのかどうか。それがまた、このような形で書き込まれるということは、やはり縛られることになりはしないだろうかということに懸念するんです。その間、そういう意思の統一がちゃんとあってこういう行革法案が出されたのかどうかということの一つ。

それから、もう一つ伺うとすれば、これはこの間の委員会で申し上げました、法案にあります「装備品等の整備に係る業務その他の業務の民間への委託」。

この間、例えば航空機の点検整備なんかの部分についてはできないかどうか検討すると特別委員会ではおっしゃいましたけれども、実際問題、どうでしょうか、装備品等の整備に係る業務。その他の業務というのは、ここに例示されている教育だとか食事だとか、食事なんというのは、どういふような形態をとるのかわかりませんけれども、例えば民間が支給して、というのは、弁当屋が弁当でも持ってきたらいいのではないのかというように意味もあるのかなと思ったりもしますけれども。

ただ、どうでしょう、装備品を、やはり民間への委託その他の方法ということがここに書かれ、これについても本当にそういうすり合わせがあって、すり合わせとていうか事前の調整があつて法案提出の運びとなつたのかどうか。そこは、長官、いかがなんでしょうか。

それからもう一つ、重ねての質問ですが、こういう防衛に関する部分の装備品の整備ということに関して、本当にいつぐらいまでにめどをつけられるつもりなんですか、何が民間に委託できるかということについては、いかがですか、長官。

〔岩屋委員長代理退席、委員長着席〕
○額賀国務大臣　まず、内閣府というか官房とよく相談をしたのかということについては、我々は、当初、安全保障、自衛隊のことについては、これはストレートに他の行政機関と同列のものではないということ強く主張したわけでござい

す。しかし、全体的に無駄はないのかということについては点検をしましょうということ、準備とていう形になっているわけでありまして。

新しい最近の安全保障環境にに応じて、例えばミサイル対応とかテロ対策とか、あるいはまた、こういう自分の国の安全とかの問題以外に、国際平和協力活動をどうするか、そういうことについて、自衛隊の主要な任務、仕事についてはきつちりと確保していく、そういう基本的なものは守られているというふうにも思っているわけでございます。

したがって、日本の安全保障の根幹を揺るがすようなことはあつてはならないし、そういうことはさせないという思いでやりたいというふうにも思っております。

それから、装備品のことについてでございますが、おっしゃるように、これはなかなか、戦闘機とかそういうものになるとおっしゃるような御懸念があると思いますが、練習機とか連絡機とかいうか輸送機とかいうか、そういうものについてはどうなのかとか、ちよつとそれは研究をしてみよう。それから、定期的な点検とか何年か一遍の機体を全面的に修理する場合は、もう民間にこれを戻しているわけですね。あるいは製造したところに戻してやっているわけですね。そういうものを支障がないように。

それからまた、渡辺委員が御懸念でありました秘密の漏えい、そういうことにも十分注意をしながらこれはやっていかなければならないということと、まだ具体的に何年にどうのこうのというところまではいつていないわけですが、そういう点も研究をしてみようということでございます。

○渡辺(周)委員　これは非常に難しい問題だと思ふんです。法律にはざらりと書いてあります。私、読んだときに非常に意外に思ったのが、行政改革の中で、国の事務事業、いわゆるデスクワークの部分、あるいは調査、統計などという部分は、地方自治体がやろうと国がやろうと、やる能

力というのは一緒だと思つてゐるんです。たまたまそれだけの人員がいるか、あるいはノウハウがあるかないかというだけで。ただ、国防に関する部分については、やはりこれは経験を積んできた防衛庁でしかできないことなんです。ですから、余り安易に民間への委託なんという言葉が、ざらりと書いてあるものだから、随分思い切つたことを言うんだな、紛れ込んでゐるなと思つてゐました。

ただ、もうこれ以上言いませんが、実際今みたいにやるとなると、これはやはり難しいと思うんです。よ、防衛機密の問題。ただでさえ、この間もあのウイニーによつてさまざまな情報が流出をしてしまつた。民間に委託をする、民間を信用しないわけじゃありませんけれども、かわる人間が広がれば広がるほど情報の漏えい、機密の漏えいというのは当然あえていくわけでありまして。パソコンの中からどんどん、今やもうかなりの情報が流出する時代でございまして、この管理の仕方をめぐつても、本当にこれは考えていかなければならない。

ましてや近隣には中国のような、日本の国のあらゆる情報をどんな手を使つても得ようというの、外務省の領事官の事件でも、まさに戦慄するような事案がわかりました。実際国際社会というのはいまやこんなやり方だということを考えると、隣にこういう大国がある限りは、あらゆる手を使つて我が国のさまざまな機密や情報を丸裸にしようというやうな勢力というか思いが当然渦巻いてゐるわけでございます。

この点につきましては、最後に一言、行政改革という言葉だけで、国防の根幹にまでがこの言葉に縛られることは私はいんじやないか。だから民主党は、あくまでもこの問題については対案の中では触れなかった、そのことを申し上げて、ぜひこの点についてはまた議論をしていきたいと思つてゐます。

さて、そこで、今お話あつた中で、これは民主党が資料要求した防衛庁の随意契約の一覧なんです。

これは防衛庁が出したものです。平成十七年度における随意契約、このことも行革の特別委員会で随分やりましたからここではそんなにやりませんけれども、例えば、防衛弘済会から本当にたくさんいろいろなものを買つてゐるんだな。随意契約の理由についてもいろいろ書いてござい

す。こういう中には、当然、ほかと相見積もりをとつてやつたつてもつと安くできるものがあるんじゃないか、何も防衛弘済会でなくてもいいんじゃないだろうかというふうなものがあります。それから、ほかにできる場所がないからといって随意契約でやつてゐる。例えば記念品の購入などというところについても、随意契約でなくたって、もう少し工夫をしてやればもつとコストを下げることもできるんじゃないだろうかということ。はまた改めて追及をしたいと思ひますけれども、ぜひその点についての御見解。

一つ気になるのは、例えばハイウェイカードなんというのがいっぱい出てくるんですね。随分ハイウェイカードを買つてゐるんだなと思ひます。うちの事務所でこれを全部計算したら、大体一億円近い金額になりました。九千何百万円だつたと思ひます。

別にハイウェイカードも、自衛官の方々が当然高速道路を使つて移動することもあるでしょうから、それが何か疑念があるとは申しませんが、例えばこういうものを見ても、実際こういう換金性の高いようなものがこんなに短期間に大量に購入されてゐると、これは、実は本当に使つてゐるんだらうかとやはり思ふわけですね。これを監査する、チェックする仕組みがない。

そうなりますと、例えば航空券、回数券、あらゆるものを買つて、性格の悪い人間がこれを読むと、これを全部どこかへためておいて、どこかいわゆる駅前の金券ショップへ持つていつて換金してゐるんじゃないだろうかと思ふぐらい、もうこれ以上余り言いませんけれども、だつて、ハイウェイカードを一遍に百五十万円も買つてゐると

か、これはちょっと普通じゃないなど。

いや、本当なんです。これは十七年のあるところですけども、十七年の四月十一日の日にハイウェイカードを百四十一万円買ったら、四月十九日、八日後にまた百五十万円買っている。その三日後には今度は七十三万円買っているとか、それからまたしばらくすると百五十万円買っている。こんなにハイウェイカードを買って、そんなにハイウェイを使っているんだらうかと。自衛官の方、防衛庁の方がこんなにハイウェイカードを使う理由があるのだからということを見ると、これは細々聞きますけれども、こういうのを見ると、何かとりあえず現金化できるものをたくさん買っておくんじゃないかというふうな疑念すら抱くわけです。

例えばこういう内部監査体制、ちゃんと必要なものを買っているんでしょうね、無駄に使っていませんよ。あるいは、相見積もりをとったり、これから入札してできるものはしなさいということに対して、やはり私は内部の体制改革も必要だと思ふんですけども、いかがですか。その辺について、長官の考えを聞かせてください。

○額賀国務大臣 御指摘のとおりだと思います。施設庁の案件が起つてから、防衛庁は二十一年か二十二年の公益法人があるわけですが、これは今、全部点検中でございます。おっしゃるように、これは官がやらなければならない仕事なのか、民に渡していくことができるのかどうか、これをきっちりと点検しなければならないというふうな思っております。

それから、今、弘済会のハイウェイカードとかの問題についても質問があったものですからちょっと調べてみましたら、若干内部的に、自分たちの内部チェックで、横領的にやっていたことがありました。それはきっちりと内部チェックがあつたからできたのでありまして、今後も、内部チェックをきっちりとしていくことを考えなければならぬというふうに思います。

○渡辺(周)委員 今、横領があつたと……(額賀国務大臣「横領というか、自分でね」と呼ぶ)要は、公私混同していたと。

ただ、これを見てもそう思うんですよ。どう考えたって、私の地元にも駐屯地が四つあります。自衛官の方々は大体普通は駐屯地のそばに住んでいらつしやいます。大体、こんなに使つて高速道路をそんなに往たり来たりすることはないだろうなど。大体駐屯地のそばにみんな住んでいるわけですね。官舎や、若い人たちは隊舎に住んでいるかあるいは近隣に住んでいるわけでありまして、幾ら何でも、私の地元の沼津というところから御殿場の駐屯地に私の身内が毎日通つていますが、それでも、それにしたつて、高速道路を往復使つたつてそんなにかららないんですよ。一般道路を使つたつてそんなにかららない。高速道路でも往復で五百円、六百円ぐらいの話なんです。だから、百五十万円買つて、その三日後ぐらいにはまた百四十万円も買っているなんというのは、これはどう考えてもおかしい。

こういうことは本当にもう、終わるまでやっていきますけれども、ぜひ内部でちゃんと、システムとしてやれるようになつちやつていきたいと思います。その点については見直しをしていただきたいと思ふんです。

それから、今内部点検をしていると言いますけれども、例えば防衛装備品のような民間に委託できないものは官でやるんだと。しかし、物品の購入だとか、あるいはさまざまな役務の提供なんというものは、これは民間の例えば人材派遣会社でもできるじゃないかというところもあると思ふんです。給食サービスがでるところならやつてもらえばいい。そのところはちゃんと張りをつけてやつていただきたいなというふうに思ひます。

そのことを申し上げまして、この問題に時間を割き過ぎましたので、もう残りあと十分ほどですが、次のテーマに移らせていただきます。竹島の問題についてであります。

連日報道されておりました、いわゆる海上保安庁の海洋調査船が鳥取県の境港にもう既に待機して、外務省として今、これは何とか外交的に解決をしないと。しかし、向こうは向こうでなかなか振り上げたこぶしをおろしてこない。

もともと竹島の問題というのは、これは今さら申し上げるまでもありませんが、今回のこの問題、今現状どのようなところなのかということ、まず外務省に、最新の状況を教えていただきたいと思ひます。

また、これは防衛庁が出てくることや正しいことになるのかもしれませんが、向こうも海上保安庁、こつちも海上保安庁、まだ今のところは警察権同士の、あるいは外交ルートを通しての話し合ひであります。ただ、当然、どういうことになるかわからないということを考えれば、防衛庁としても、我々の影がちがつくと余計事がこじれるからといって見ているわけではないと思ふんですが、この問題についてはどのように今考えているか、どのようなことを今後考えておくべきなのかというところにつきまして、まず外務省、それから防衛庁に伺いたいと思ひます。

○塩崎副大臣 きのうきょうと、いろいろマスコミで報道をされておりますけれども、政府としては、現時点で、今般のいわゆる海上保安庁による調査、これは国連海洋法条約の第五十六条に定められております海洋の科学的調査を行う管轄権、これにのつとつて冷静に、しかし肅々と進めていくという予定でいるわけでありまして。

背景についてはもう御存じのとおりで、六月に会議があるということでありますが、我が国としては、対案を示すためにそのデータが必要だということである調査をするわけでありましてけれども、御案内のように、EEZについて日本と韓国と別々の考え方があつて、それについても調査を行うことについては国際法上は問題がないというふうに私たちは考えておる。これは海洋法の七十四条という根拠があるわけでありまして。

この調査を行う測量船、海上保安庁のものでござ

いますけれども、これは、御案内のように、非商業目的の政府船舶ということでありまして、国際法上、これも九十六条という根拠がありまして、このような船舶は他国の管轄権の行使から免除を享有できるということでございます。したがつて、今いろいろと言われていますが、我が国の測量船に対して韓国側が執行管轄権の行使を含む措置をとるといふようなことは国際法上認められない、そういう基本スタンスであります。

ということ、私たちとしては、冷静に、しかし国際法にのつとつて対応していくという考えで、韓国に対してそういう外交的な努力を重ねているわけでありまして、御案内のように、外交通商部の潘基文長官と大島大使がけさ方話し合ひをしているところであります。外交的な努力は進めてまいるといふことで、冷静に話を進めているところでございます。

○額賀国務大臣 今塩崎副大臣がおっしゃいましたように、我々としては、国際法にのつとつて冷静に両国が対応されることが望ましいというふうな思つております。また我々は、平素の、通常行つていこの地域の警戒監視態勢というのは淡々として行つていこの状況でございます。政府として、これはお互いに連絡態勢をとりながらやつていくことが重要であるというふうに思つております。

一般論的に言えば、第一義的には、今、警察、治安関係のことでございますから、我々は、冷静にこれを運ばれることを期待しておるといふふうな思つております。

○渡辺(周)委員 防衛庁長官に伺いますが、相手の出方次第、つまり、韓国のいわゆる海軍の勢力なりがどのように次動くかということについては察知ができるように把握をしながら、当然、そういう準備をしている、準備をしているというのか、相手の動きを注視しているというふうなことでよろしいんですか。

○額賀国務大臣 淡々と日常の警戒監視態勢を行つていこのことでございます。

○渡辺周委員 淡々と日常の警戒監視活動をしている。たしか東シナ海のカス田のときも、何かちよつとそんなような言葉がございました。

しかし、我が国のこの問題、外務副大臣、非常にこれは難しいと思うんですよ。片つ方で、北朝鮮の拉致問題解決のためには、めぐみさんの夫とされる人間のDNA鑑定では判明した。となると、やはり韓国とは、そういう意味では、拉致の解決のためにはやっつけかなくない。しかし、目の前にまたこういう問題が出てくると、また日韓の、何とかこつちでうまくやろうとしてきて、少し韓国の拉北者の救出の動きというのは今まで鈍かったんだけど、ここへ来て拉致問題につけて少し韓国も動き出したというときに、今度は片つ方でこういうことが起きる。これが本当に時悪くしてなのか、それとも何か進まないようにわざとこつちに新しい火種を巻き起こしているのかなというところも考えたりもするんですが、とにかく韓国との関係については非常に難しいわけでありまして。ただ、それは冷静にじっくりと結論を出さねばならないわけですから、この点についてはぜひ外交努力をしていただきたいと思ひます。

さて、最後の質問ですが、もう一つ外務省にお尋ねをします。地位協定の問題であります。先ほども質問がありました今回の米軍再編の問題でも、各自自治体の、特に知事から、神奈川県知事なんかも盛んに言っておりましたけれども、戦後、五十六年たつていまだに変わらない日米地位協定。これは、ああいう沖縄の本場に悲しい事件がありました。そして横須賀でもこの間事件が起きました。神奈川県に住んでいる方は、実はこういう不幸なことがあつて初めて、日本というのは実は地位協定というものによつて、非常に残念ながら、まだまだ、一体我々はどこの国の法律を守っているんだらうかと思うような現実にあつたわけでありまして。

今回の、これから地位協定の問題。私は、やはり日本の国というのが、今、これから郷土や国を愛する心、あるいは愛する思いを法律に明記して、例えば国民にそれを守れという、それは当然のことだと思つております。そんなもの、国や郷土を愛さないで国家というものが一体成り立つんだらうかと思ひますけれども、反面で、やはり政治がそれだけのきちんとしたことをしなきゃいけないわけでありまして、中国や韓国、北朝鮮のみならず、やはりアメリカに対しても、我々は言うべきことは言わなきゃいけない。

この五十六年間変わらなかった地位協定。韓国が、やはり米軍が撤退した後の環境のいわゆる回復については米軍の負担でやりなさい。そこまではありますけれども、地位協定について、今実際どのように、アメリカと本当に話をしているのかどうなのか。我々の日本側の思いというものを本当に伝えていくのかどうか。その辺については、外務副大臣、どうなつていくんですか。最近、非常に何かあきらめムードのようなものが感じられるんですけども、いかがでしょうか。今どうなつていきますか。あるいは、これからどうされますか。

○塩崎副大臣 この地位協定の問題につきまして、各党それぞれいろいろな議論がございます。自民党の中でもいろいろな議論があります。政府として、今までそういった政治のサイドからのリクエスト、それから現地、例えば沖縄の皆さんからの御要望に応じていろいろ努力をしてきたわけでありまして、基本線は運用の改善を図るということで、これまでそれなりに改善をしてきたというふうに思ひます。

特に、刑事手続の起訴前の身柄の引き渡し問題、それから環境については日米の法律のきついでやれというふうなこともなつてきたという意味において、運用は改善をされてきているんだらうと思ひますが、もちろんさまざまな問題が起きてくることも想定し得るわけでありまして、で、運用の改善を中心に、やはり政府としては、これから地位協定についてはどうすべきかということ

ことを考える、改善の努力をしていくということを第一義的に考えていくのが基本姿勢だろうというふうな考えております。

○渡辺周委員 もう時間が来ましたので、最後これで、申し上げて終わりにしますが、いわゆる今おっしゃつた運用の改善ということは、恣意的な運用を可能にするんですね。対応がその時々で変化するんですよ。我が国は法治国家でありますから、なぜ我が国の主権を私たちはそこまで放棄しなければいけないのか、全くわからないです。今の話を聞いていると、とにかく運用の改善だけではないかと。それは、やはり我々は、いつまでもたつても日本という国はアメリカの一部なのかと思はれる中で、せっかくだけいろいろな取り組みが行われても、すべてそこでだめになつてしまふ。この問題については、改めてこの問題だけでやりたいと思ひますけれども、当然政治としてこれは改正するんだということをぜひ申し上げまして、終わりにしたいと思います。

○浜田委員長 次に、赤嶺政賢君。○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。法案に入る前に、本土の五つの演習場で行われている米海兵隊の実弾砲撃演習について聞いてきます。この演習は、九七年以来、沖縄の痛みを分かち合うとして、キャンプ・ハンセンで行われていた百五十五ミリりゅう弾砲の実弾砲撃演習を本土に分散移転したものであります。

ところが、ことし一月末から始まつた日出生台の演習場での訓練で、突然米軍と日本政府から、小銃、機関銃の訓練もやらせてほしいとの要請があり、守屋事務次官が現地に入り、額賀長官自身が大部分県知事に電話で受け入れを要求する、こういう極めて異例の対応がとられたわけですね。これに対して地元からは、当時そのような説明は一切受けていない、そして地元と防衛施設局が

結んだ使用協定にも一切ない訓練だという強い批判の声が上がって、明確に受け入れを拒否いたしました。結果、訓練は実施されませんでした。

ところが、わずか二カ月で再び、しかも今度は、日出生台に限らず五つの演習場すべてを対象として、小銃、機関銃の訓練の受け入れを求める地元への要請を防衛庁は始めたようであります。先週の十二日、福岡防衛施設局が大部分県などに対して、翌十三日には、札幌防衛施設局が北海道に対して要請を行つています。

あんなに大問題になつたことが、二カ月後に、しかも今度は五つの演習場に拡大して要請行動が行われる、これは一体どうしたことなんだという思いを持つわけですね。それで、聞きますが、今回、小銃、機関銃の訓練受け入れの要請を、いつ、どこの自治体に対して行い、また今後行ふのか。それから、自治体の反応はどのようになっていくのか。いかがですか。

○額賀国務大臣 おっしゃる通りに、当局といたしましては、一〇四移転訓練を効果的に実施したいとの米側の要請を踏まえまして、平成十八年度以降の一〇四移転訓練に際し、百五十五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練と一体のものとして小火器の実弾射撃を伴う砲陣地防衛訓練を行うことについて、関係地方公共団体に協力を要請いたしましたのは事実であります。具体的なお尋ねでありますから申し上げますと、日出生台演習場関係自治体には四月の十二日、矢野別演習場関係自治体には四月の十三日と十四日、東富士演習場関係自治体には四月の十三日、十四日、北富士演習場関係自治体には四月の十七日、十八日、王城寺原演習場関係自治体には四月の十九日に、それぞれの防衛施設局から要請を行ったわけでございます。その反応でありますけれども、その反応については、今般、地元の理解を得よう要請を行ったところであるが、関係地方公共団体においては、現在、検討していただいているというふうに報告

を受けております。

○赤嶺委員 地元自治体に検討していただいているというのは、反応はどうだったかという答えにはならないですね。反応は、私は厳しいものがあると思いますよ。

それで、防衛庁長官は、日出生台のときには、小銃、機関銃の訓練をやらせてほしいと。そうしたら、地元の自治体、知事初めこれを断った、使用協定にもない訓練だと言った。そのときは、アメリカに対して、地元自治体も納得していないので訓練はやめてほしいということをアメリカ側に要請したわけですね。これは私への答弁の中ではっきりとおっしゃっています。

今回で、その地元自治体がついに一月、二月に明確に反対している、なのに、中止を申し入れないんですか。

○額賀国務大臣 日出生台の申し込みの際は、米軍の要請もありましたものですから、実際に大分県、状況というのはどういふふうになっているんだらうと思いついて知事さんに電話をし、知事さんからよく事情を説明していただき、実際に引き受けることはできないということでしたので、米軍に對しても、これは自治体の理解を得ることができないので演習をやめることが適当であるという話をしたわけでありまして。

その後、いずれにいたしましても、そういうりゅう弾砲の演習と一体的なものとして小火器の訓練もしたいという米軍の要請もありますので、自治体においてどういう形でこれが、受け入れられないのか、受け入れる可能性があるのかどうか、そういうことについて検討していただくというところで要請をしたということでありまして。

○赤嶺委員 二月に長官が米側に訓練をやらないでほしいと申し入れた後に、大分県や関係市町村では決議が上がっています。協定にない訓練はやるなどということでありまして。今度の皆さんの申し入れについても、大分県の副知事からは、明確に受け入れられないというような答えが報道されております。もう立場は明確なんです。地元が協

定にない訓練はやるなどと言って、長官も一人はやるなど言ったのに、何で今回、アメリカの立場に立つてやらせろということをやっているんですか。

○額賀国務大臣 今回は、先ほども言いましたように、五演習場自治体に対して改めてこういう申し入れをしたということでもございまして、協力要請を、日出生台だけではなくて、ほかの演習場自治体にもやりましたものですから、日出生台にもさせていたいただきたいということでございまして。

○赤嶺委員 もう話が、地元の立場に立っているのか、あくまでもアメリカの要請を地元協定を無視して受け入れるということを追っていくのか、本当にむちゃくちゃなやり方だと思えますよ。

SACO合意と一体のものである、砲陣地防衛訓練と実弾砲撃訓練はSACO合意と一体のもので、SACO合意に含まれる、このように言っているわけですから、小銃、機関銃を使っている訓練は、現地の司令官も、これは通常訓練だと言っているんですよ。そして、小銃、機関銃の訓練は、通常訓練の一部であり、部下の安全を守る上でも大変重要だと述べているわけです。しかも、SACO合意にもそんな訓練なんか書いていない。何でそれがSACO合意に含まれるんですか、通常の訓練が。

○長岡政府参考人 まず、SACO合意との関係でございまして、SACOの最終報告におきましては、県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練を日本本土の演習場に移動させる旨が記述されてございます。沖縄県におきまして実施されておりました本土に移転される前の訓練でございまして、百五十五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練と一体のものとしての小火器の実弾射撃を伴う砲陣地防衛訓練が行われていたものでございまして。本土の演習場に移動して実施される一〇四号線越え訓練において、同様に小火器の実弾射撃を伴う砲陣地防衛訓練を行うことになったといたしまして、SACOの最終報告に照らして問題があるものではないと考えておるところでございまして。

それから、先生、今、一般の訓練で行っているという御指摘でございまして、さようでございまして、この一〇四号線越えは、一般の訓練ということでは、富士等海兵隊も演習しております。そのときにも小火器の射撃はいたしております。それはもちろん一般的でございまして。それから、りゅう弾砲の実弾射撃訓練を行うときにこういった小火器を用いた砲陣地防衛訓練を行う、これも一般的なことでございまして。ちなみに、今の五演習場では陸上自衛隊はそういった小火器を使用させていただいておりますし、日米共同訓練におきましても米軍が使用させていただいております。決して、今までやったことがないような新しい訓練をやろうということではないので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

○赤嶺委員 SACO合意と一体だというわけですから、SACO合意に基づいて明確な使用協定を自治体と防衛施設局が結んでいるわけですから、その中に一言もそんな小銃の訓練なんか書かれていないのに、一体だからやらせてくれと言っている。日出生台では、砲陣地防衛訓練と小銃を使っている。これは同じ場所で行っているんですか、それとも訓練場は別々にあるんですか、いかがですか。

○長岡政府参考人 日出生台の場合におきましては、砲を発射する訓練場、ここでは撃てませんので、陸上自衛隊等が通常撃っております射場、標的が出て、跳弾がないように土手がつくってございまして、そこへ行って撃つようになろうかと思っております。

○赤嶺委員 長官、全く別の場所で行っているんですよ、離れた別の場所。一体だということになれば実弾砲撃訓練が、というのは、さまざまな訓練があるんですよ。例えば今、この間から問題になっていますキャンプ・シユワブの近くに北部訓練場があります。北部訓練場の県道のすぐちよつと行った場所での訓練を海兵隊がやっています。その砲撃訓練の砲座をつり上げる

ような、そういう訓練もやっているんですよ、砲座そのものでなくて、コンクリートのその重さ、塊のものを。大変危険です。そういうのも、一体のものだということでは今後米側から要求があれば、いや、SACOと一体だからやらせてほしいということになるんですか。

○長岡政府参考人 ただいまいろいろ御説明をさせていただいております砲陣地防衛訓練につきましましては、これは従前から百五十五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練と一体のものとしてなっておりますので、そういうことで今回もお願いしているところでございます。何でもかんでも一体かとおっしゃいますと、それはおのずと限度があるかと思っております。

○赤嶺委員 書かれていないものを、八年たったらこれは一体化した訓練だからと言ひ出したら、それは何でもかんでも、一体化ということでは、幾らでも訓練が拡大できるということじゃないですか。

では、そういう一〇四号線越え実弾砲撃訓練と一体であるというのであれば、沖縄では今後、小銃を使った訓練は行われないうことですね。長官、いかがですか。

○長岡政府参考人 訓練にはいろいろあると思ひまして、りゅう弾砲を撃つということではなくて、ただ小火器の射撃訓練をやることもございまして、あるいは、本土でやっておりますように、砲だけを撃つ。砲陣地防衛訓練については、これまで九年間やらせていただいたように、射撃姿勢だけをとりとめておく。訓練にはいろいろやり方があると思うわけでございまして。

今回お願いしたのは、繰り返して恐縮ですが、新たな概念をつくって新たなことをやらせていただくというのではなくて、従前沖縄においてやられていた百五十五ミリりゅう弾砲と同様にやられていた小火器の射撃を本土の演習場においても、自衛隊も使用させていただいておりますので、お願いしたいということで、地元自治体に御協力をお願いしているところでございまして。

○赤嶺委員 S A C O のときの発表文書を見て、次のとおり内容の訓練を実施するとしてあるのは、実弾射撃訓練は本土の五つの演習場、最大三十五日間実施する、最大年間四回、各演習場では最大十日、人員三百名、砲十二門、車両約六十台、訓練の実施に当たっては安全に配慮する、これだけしか書いてないんですよ。皆さんが、防衛施設局と当該自治体と結んだ使用協定の中にも、小銃、機関銃を使った訓練というのはないですよ。だから、大分の副知事も、やらせたくない、やらせないということじゃないですか。

だから、長官は、むしろそういう立場に立って、アメリカにやらないでほしいというのを申し入れるべきじゃないですか。

○長岡政府参考人 今先生御指摘の S A C O に関する日米合同委員会の覚書でございますけれども、先ほど先生おっしゃったとおりでございます。繰り返しますが、訓練規模が、最大規模で人員約三百名強、砲十二門等と書いてございます。これは規模を規定いたしておりますもので、そこへ持つていって訓練する装備品、器材等を網羅的に書いたものではございませんので、そういうことでございます。

それから、地元との協定、先生おっしゃるとおりで、当時、地元の方から文書による照会がございまして、撃つのは百五十五ミリ砲のみですすねということ、施設局長の方がそうでございますという御返事をしたのが、地元協定に八条として載っているところでございます。

当時は、先回も御答弁させていただきましたけれども、百五十五ミリ砲を撃って帰って、小火器の射撃は沖繩で行うということでございましたので、そういうことを局の方からお答えしたわけでございます。

○赤嶺委員 今長岡さんは、協定にもない訓練を今度やらせてほしいと言っているんだということ、これを認めたいんですよ。私は、これは実弾射撃訓練にとどまるものではないと思います。

V 字形案、二本滑走路案について、使用協定を結んで安全性を担保するというようなことをおっしゃっていました。ところが、その使用協定を結んでも、八年後には、使用協定に書かれていないようなことが、アメリカの要請だからやらせてほしいと、アメリカから要望が来て、皆さんはそのアメリカの要望に沿って動いていく。これでは、使用協定は結んでも意味がない、守れないということになりますか。

○額賀国務大臣 これは、いずれにいたしまして、この前、日出生台で知事さんと話したときに、地元で納得が得られなければできないことははっきりしているわけでございますから、これについてほかの五演習場の自治体の皆さん方に改めて要請をし、その結果、検討中であるということでありまして、今後、どういふふうな形で地元の皆さん方の対応が出てくるのか、そういうことを踏まえて我々は考えていく必要があると思っております。

○赤嶺委員 地元が納得しなければ行かせない、今の大臣の答弁は非常に重いものがあります。それがもし破られた場合には、名護のキャンプ・シユワブの使用協定も全く意味がないもの、既に意味がないんですけれども、ほかの基地について、意味がないものを示すものであるということ、私は認識しておきたいと思っております。

今回の法案は、防衛庁の中央と地方の組織を大きく見直すものとなっております。一つは、米軍基地に関する企画立案事務の所掌の変更です。法案では、これまで防衛施設庁が所掌してきた米軍基地の企画立案事務のうち、重要事項については本庁内部部局に移すということになっております。このような変更を行う理由はどこにあるんですか。

○額賀国務大臣 これは施設行政部門と政策部門との連携についての話ですね。これは、先ほど申し上げましたように、施設庁が単純に米軍基地とか自衛隊の基地と地元調整

ということだけではなくて、今後、新しい防衛体制あるいは安全保障環境の変化に合わせて防衛政策も変わっていくことになっております。あるいはまた変わりつつあります。あるいは変わっていくものもあります。

そういうこととよく連携をとって、きっちりとした新しい防衛体制をつくり上げていくことが大事であるということで、施設行政の企画部門と防衛政策の部門が有機的に結びついていくことが大事であるという発想のもとに考えたことでございいたします。

○赤嶺委員 防衛施設庁が米軍基地の企画立案事務、そういうことをこれまでどおりやっていくというのがどこに境界があるのか、そして、今後どんなふうに変わっていくんですか。

○額賀国務大臣 基本的には、自衛隊との米軍基地の共同使用とか地域の特性とか日米の役割分担をどうするか、そういうことを考えていかなければならない。あるいはまた、新しい装備が配備されていくときに、どういう地域が適切なものか、そういうことをよく考えていかなければならない。そういうふうな、施設と、それから防衛体制の考え方と構想と、それから具体的な日米同盟の役割分担、そういうものが有機的に結びついていかなければならない。実質的にこれが能力を高め、実効的になっていかなければならない。

そういうことから、こういうふうな企画能力と防衛政策をかみ合わせようということになったわけでありまして。

○赤嶺委員 安全保障環境の変化だといって自衛隊が海外に出ていく、あるいは米軍再編で米軍と自衛隊の一体化が進んでいく、そういう流れに対しては防衛庁の体制の強化というぐあいに今の答弁を聞いて私は理解をしているわけですが、それはそれで非常に重大な問題だと思っております。

ただ、気になるのは、施設庁と防衛庁の足並みの乱れというのが言われました。去年一年間、特に沖繩では、レンジ 4 を使った金武町伊佐区の実弾射撃訓練あり、それから少女わいせつ事

件、米兵の乱暴事件あり、ボーリング調査ありで、防衛施設行政をめぐって、防衛庁本庁と施設行政の足並みの乱れということがたびたび指摘されました。現場でそういう足並みの乱れが、そこを感じた場面がありました。そういうことも関係しているということですか。

○額賀国務大臣 もろもろスムーズにいくことが国民にとって望ましいと思っております。

○赤嶺委員 それでは、防衛局と運用局、これらについても、今度の設置法では新しい任務が与えられております。この二つの局については、どういう考え方で、どういう改編を行うんですか。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。防衛庁といたしましては、新たな時代の防衛を担う政策官庁としての体制を整備するということが一つの目的になっておりまして、いわゆる政策立案機能の強化、あるいは施設行政に係る総合的な企画立案機能の強化、あるいは地方公共団体との調整や協力に係る機能の強化など、こういうことを図る観点から、この十八年度中における内局等の改編を実施したいと考えているところでございます。

内部部局の局、課にありましては、政令で現在定められておりますので、今回の法律案が成立した後に当該政令の改正を行い、十分に措置していきたい、こういうふうな考えております。

今回、運用局あるいは防衛局をこういう形で改正していくという一番の大きな目的の中には、従来の安全保障のあり方の中で、いわゆる抑止から対処重視へという大きな、現在、防衛力のあり方が変わってきております。その中で、自衛隊の任務の拡大あるいは多様化等がございまして、ある意味では、統合運用というものが、いわゆる部隊での時代に合った形で現在の安全保障に対する機能の仕方を、それをさらに支える形で内局、運用局あるいは防衛局の方では政策部門の能力を強化し、この時代に合ったような安全保障への対応をとっていきたいということで、今回の改編を考えたところでございます。

○赤嶺委員 あした引き続き質問を続けることに
して、きょうはこれで終わります。

○浜田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部知子委員 社会民主党・市民連合の阿部知
子です。

私は、実は神奈川県選出でございまして、こ
の委員会でも多くの皆さんが沖縄の問題を取り
上げてございますが、神奈川県沖繩に次ぐ第二の
基地県でございますし、昨年来のいわゆる日米の
いろいろな交渉、2プラス2の中でも、私のおり
ます神奈川県にかかわることがたくさんございま
す。

そのこともございまして、昨年の暮れにアメリ
カのワシントンに向きまして、先方の国務省並
びに国防総省あるいは安全委員会の皆さんとも
話を伺い、逆に、非常に大きな、先方はチェン
ジという言葉を使いましたが、あなたたちは変わ
らねばならないというふうに言われまして、その言
葉の強さや印象が非常にある中で、果たして私ど
もの国は今、何を、どう変わることを要求されて
いるのか、あるいはそれについて国民合意はある
んだらうかということ深く懸念するものであり
ます。

冒頭、通告外で恐縮ですが、一昨日のこの委員
会の議事録を読ませていただいていて、平岡委員
と麻生外務大臣のやりとりの中で、日米安保条約
の極東条項のお話が出ておりました。

額賀長官にお伺いしたいのですが、例えば私ども
の神奈川県では、座間に米陸軍第一軍団司令部、そ
してあわせて、横須賀に原子力空母の配備が二〇
〇八年段階で合意されております。原子力空母
は、この間の米国のQDR、四年ごとの国防見直
しの中でも、広くアジア太平洋州に展開する、今
後の迅速性、機動性において、格段に今までの通
常型空母とは異なるものと言われております。

そうした場合には、日米安保条約の中の極東条
項、フィリピン以北並びに韓国や台湾の周辺とい
う地理的条項については、額賀長官は、せんだっ
て私がイラク委員会でのような趣旨を遠回しに

伺ったのですが、現段階でも日米安保条約におけ
る極東条項の政府統一見解というのは堅持したま
までこの再編に臨もうとしておられるのかどう
か、いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 もうこれ以上議論が進んでいく
ことはないと思いますが、阿部委員のおっしゃる
とおり、従来の安保条約に基づいて、日本の安全
とこの地域の安定のために作用している、その範
囲の中でやっていくわけでありまして。

○阿部知子委員 その点を確認いたしますと、私
から見ると、幾つかのそこが出てくるように思っ
ます。

先ほど申し上げましたように、座間には米陸軍
第一軍団司令部、それがアメリカから来るものな
のか、日本国内の改編で配置するのかわかるとこ
ろは、麻生大臣の御答弁を聞くとややグレーゾ
ンには見えますが、とりあえず、この米陸軍第一
軍団司令部が座間に置かれ、そこに我が国の中央
即応集団が置かれるということ、現実において
は、テロの問題を含めて、移動においても地域的
な問題においてもかなり広範な共同の行動が要求
されるゆえに、我が国の中央即応集団は座間に
も置かれるんだと思いますが、この点はいかが
でしょうか。

○額賀国務大臣 新しいそういう、テロとかあ
るいはまたゲリラだとか、脅威に対応していくた
めに、そういう中央即応集団及び米軍の第一軍団
が、改編された司令部が来られるということにお
いて、お互いに共通の認識を持ち、日本の防衛体
制が強化され、国民の安全を守る、あるいは地域
の安定にも寄与するという意味においては、従来
の枠組みの中であるというふうな思っております。

○阿部知子委員 これは先ほど申しますように、
既に二〇〇一年のQDRでもそうですが、広く不
安定の弧をにらみながら米軍が行動していくとき
の機能強化とそれから再編でございまして、当
然、現状のイラクやアフガニスタンを見ましても
我が国が後方支援しているわけですし、地理的要

件は既に乗り越えておるのだと私は思います。で
も、額賀長官はこの前の御答弁で法治国家である
からとおっしゃいましたから、その辺は逆に、私
は、私の立場は違いますが、そこがあるのであれ
ば、国民から見えづらい形にしないということも
重要だと思っております。これ以上詰めても御答
弁いただけないと思っております。

あわせて、ここにもう一点、国際活動教育隊と
いうことをあわせ置くことについて、私は、さま
ざまな国際平和活動、あるいは人道支援活動、あ
るいは地震等々の救難救援活動は我が国の自衛隊
がむしろ世界の中で特殊な能力を持っておりま
すし、今後、その能力、ノウハウを生かして本当に
国際的に活動してほしいと思うのですが、そう
するためにも、実は、今回のこの中央即応集団の
中に、一つの組織図として、その一環として置か
ない方がむしろ大きな意味での発展があるように
思うのです。

なぜならば、先ほど来お話し申し上げますよう
に、座間に来るといって米陸軍第一軍団司令部と中
央即応集団がリンクしてしまつて、情報交換を
したもてでさまざまなゲリラ対策やこれからの平
和維持活動が想定されます場合に、世界は今、ア
メリカに対しての、イスラム圏の対立をも含め
て、あるいは国連レベルでの合意事項も含めて、
必ずしも一致したものにはなっておりません。例
えばイラクの攻撃にしても、アメリカは有志連合
という形をとりましたし、これは国連全体でかか
わつたものではない。しかしながら、世界じゅう
で起こることは、実はイデオロギー対立やいろ
ろなその時々状況を超えて、やはり世界の中か
ら飢餓や貧困をなくし、困難を一つでもなくして
いくための我が国がこれからやるべき活動が国際
活動というものと私は思いますから、なぜあ
えてこの中に置かれたのか。非常に卑近な例をとれ
ば、例えばアメリカに対立するエリアで何かが起
きた場合に、この平和活動協力隊は、あるいは平
和活動は十分に機能し得なくなる懸念も抱かれま
す。この点についてどうでしょうか。

○額賀国務大臣 これは阿部委員とも共通のもの
があるかと思っておりますが、今後、自衛隊
を活用していくに際して、いわゆる国際平和協力
活動というのは、仕事は拡大していくんだらう、
これは災害救助とかそういうことも含めまして。
これまで、PKO活動とか、イラクにも行っ
て、アフガンの対テロ活動もしている、そういつ
た、我々の自衛隊が体験をした、そういうものを
やはり自衛隊の財産として継承していく必要があ
る。その場その場で各方面隊の一時的な経験に済
ませていくのはもったいない。そういうものを体
系づけて、我が国の自衛隊の今後の二十一世紀の
主要な仕事として平和協力活動を展開していくた
めに、こういう国際活動教育隊というものを陸上
自衛隊の中心活動の一つとして位置づけてい
こうというふうな理解をしております。

そういう意味で、陸上自衛隊全般に教育をした
り経験を蓄積させていく、そういう一環であるとい
うふうな理解をしていただければありがたいと思
います。

○阿部(知)委員 私も、そのような方向にしてい
くために、実は幾つかの論議が必要だと思つて
おります。

一つは、アメリカとの共同行動をどこまで、ど
のように仕切っていくのか、あるいは自衛隊と別
組織でこれを行うのか。

もちろん、これまでのノウハウを蓄積して、本
当に得たいノウハウは幾つもあると思つます。
陸上自衛隊だけでなく、航空自衛隊にもある
いは海上自衛隊にもいろいろな、日本の自衛隊が
頑張つてきて、それは本当に、人命の救助やある
いは災害への救助であるということは他国にはな
い財産ではないかと思つておりますから、それが
十分に世界還元できるような組織のあり方で、特
に、さつき申しましたように、この間、我が国が
日米の協力関係、それも軍事的な共同行動まで踏
み込んでいくとすると、そうであるがゆえ
にできなくなってしまうことがあるのではないかと
懸念いたしますので、この部分については

ひ、ノウハウを蓄積することには賛成でございます。ただ、別の組織、このあり方でないことを求めるものであります。この点についても、これからいわゆる自衛隊の任務のあり方についてまた別途御議論の場があるかと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

引き続き、後半の質問に移らせていただきます。

私は、きょう、長官のお手元に、平成十七年度の自衛隊の自衛官の自殺の数を載せてさせていただきました。

私はまだ国会に参りまして六年目でございますが、この間、我が国における自殺者数が毎年三万人を超えるということや、あるいは、本来は本当にいろいろな意味で国民のために最大の奉仕を心がけておられるであろう自衛官が、あるときは夢が破れたかもしれない、あるときは経済的困難かもしれない、あるときはいろいろな御病気かもしれないが、とにかく、みずから死を選ばれるという自殺ということを非常に悲しむものであります。

毎年の予算委員会での自衛官の自殺は取り上げさせていただいていますが、本当に残念なことに、去年とほぼ同数の数でございます。グラフを見ていただければわかりますように、平成十六年、十七年、それは前年の十四、十五を上回る数に増加しております。

額賀長官も、この点については、私も何度もお伺いしますので、配慮はしておると御答弁でございますが、さらに今年度のこの数をさらに減らしていただきたいというお取り組みをお願いしたいわけですが、お考えをお願いいたします。

○額賀国務大臣 今、この数字、それからこのグラフを見させていただきまして、前途ある有為の自衛隊の方々が自殺をしているということについて、改めてつらい思いをいたします。

原因について、どういうふうなこれを分析されているのかまだ承知しておりませんが、よく中身を考えさせていただいて対応をとっていき

たいというふうな思っております。

○阿部(知)委員 この間、自衛隊の中でも相次ぐさまざまな事件、一つはサラ金等々で破産をなさる、あるいは大麻の問題、あるいは隊内のいじめの問題。私は、やはり組織というものは人でもつ、やはりその中にある人がどのように考え、どのように行動し、自分の役割や意義をきっちり確認しながら前に進めるかということが実は最も肝要なことだと思っております。

自衛隊内でも今挙げましたいろいろな対策のプロジェクトは組まれていると思いますが、やはり一度は長官みずから全体像をごらんになって、今隊員に何が起きているんだらうかということ、隊員のお話を聞くことも含めて鋭意お取り組みいただきたいと思っております。

そして、私はきょうもう一つ、実は、命に深くかわります問題といたしまして、自衛隊の医官の問題を取り上げさせていただこうと思っております。

二ページ目をあけていただきますと、昭和五十四年から、自衛隊に附属するための医官を防衛医科大学で養成するようになりまして、数を見ていただきますと、順次ふえてまいっております。年間七十数人がほとんど養成されて卒業していくわけですから医官の数はふえていくはずであります。下のグラフをごらんになっていただきますと、実は、平成十四年度をピークに、十五、十六と、自衛隊の医官は減っております。

これは、時間の関係で私が勝手にしゃべらせていただきますが、なぜかという、防衛医科大学校を出られて自衛隊の附属する病院に勤務されても、卒業の七年目くらいでやめになるという方が約三割、昨今ではおられます。ここにはいろいろな原因があるという、アンケート調査等々も担当部局でなさっておられるように伺いますが、実は、自衛官をやり、そして自衛隊員の命を守ると同時に広く国民に奉仕したいと考える医師たちが、その途上で、例えば臨床経験、患者さんの数が少ないということも含めて、自分の医者としての将来に不安を持たれる。これは、さらに次のページをめくっていただき

ますと、各自衛隊に附属する陸海空の病院が書いてございますが、大体、例えば病床数五百の一番大きい自衛隊中央病院でも病床の利用率が三七・〇％、要するに入院されている患者さんが少ない。場合によっては十数％、ベッドはがらがらという状態になるわけです。

もちろん自衛隊の医官は隊員のための医師であることは原点であります。しかし、自衛隊員とていい医療を受けたいと私は思うのです。そうすると、臨床経験を豊富にさせていただいて、また医師自身が、おのれのスキルを維持できるような形で医官を教育したり研修したりサポートするということが必要で、その一つとして、もっと多くの病院で一般の方を診る、地域住民を診る、国民とのきずなをもっと深める、役に立つようにしていただきたいのです。

今のところ二つしかオープン化されておらず、さらに今後二つ、とりあえずはというお話ですが、大臣、いかがでしょうか、もつと思切つて、このオープン化を基本方針として、もちろん無理なところはあってもいいかもしれません。ただ、基本をどっちに持っていくかということで、御英断をお願いしたいと思います。

○額賀国務大臣 せっかくの自衛隊病院があつて、しっかりと勉強なさった先生もおられるわけですから、それが臨床の経験にもつながるし地域の皆さん方も喜ぶ、その辺のところは方向性としては考えるべきじゃないかなと思つてます。

今おっしゃるように、駆け出し、そんなに数は多くないけれども、前向きに検討していくことは大事なことでないかと思つてます。

○阿部(知)委員 今、この国会では医療制度の改革が論議されておりますが、こちらにおいても実は、医師たちの内的な動機が崩れ去っていくということが一番大きな問題で、おやめになる、あるいは立ち去り型サボタージュといった黙って去っていくということが今、医療現場ですごく多くなつております。命を支える本当に大事な役割で、まして自衛隊の医官となればその思いもひとしおと思つたので、ぜひこれは間髪を入れず大臣が

検討していただきたい。

さらに二点お願いがございます。実は、自衛隊の三宿の病院で空調施設の談合問題が生じた。私は、自衛隊の病院といえども、私は実は民間病院を運営しておりますが、他の病院と同じようにその財務諸表を明らかにする。例えば、医療利益と申しますが、医療による収入がどのくらいで、人件費がどのくらいで、それから建物をメンテナンス、器材をメンテナンスする、購入するために幾らかかるかを国民にオープンにしていって、私はそういう時代だと思っております。これが一点と、もう一つ、地域で医師が足りない。産婦人科医と小児科医が足りない。ぜひこの自衛隊の医官の中からも、もちろん本来任務に差しさわつてはいけません、鋭意、配置、配属を地域と連携して積極的にやっていただく。

二点、いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 公的な機関であるほど透明性を求められるのは民主主義の原点であります。したがって、そういう視点で点検をしてみる必要はあると思つてます。

それから、医務官ですか、医師不足にどう対応するかありますが、最近いろいろな地域でそういう御相談を受けておるのでありますけれども、なかなか、言われるように、十分に対応できるような数がそろつていないわけではございません。自衛隊病院自体にも産婦人科とかそういうものがないところもあるわけでございますから、そういう地域の要望ということとはよくわきまえておりますので、我々もよく考えてみたいというふうに思っております。

○阿部(知)委員 名護には産婦人科医が行くのではないかと等々言われていたり、基準を明確にしたいので、やはり国民全体にわかる形でよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○浜田委員長 次回は、明二十一日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時四十七分散会